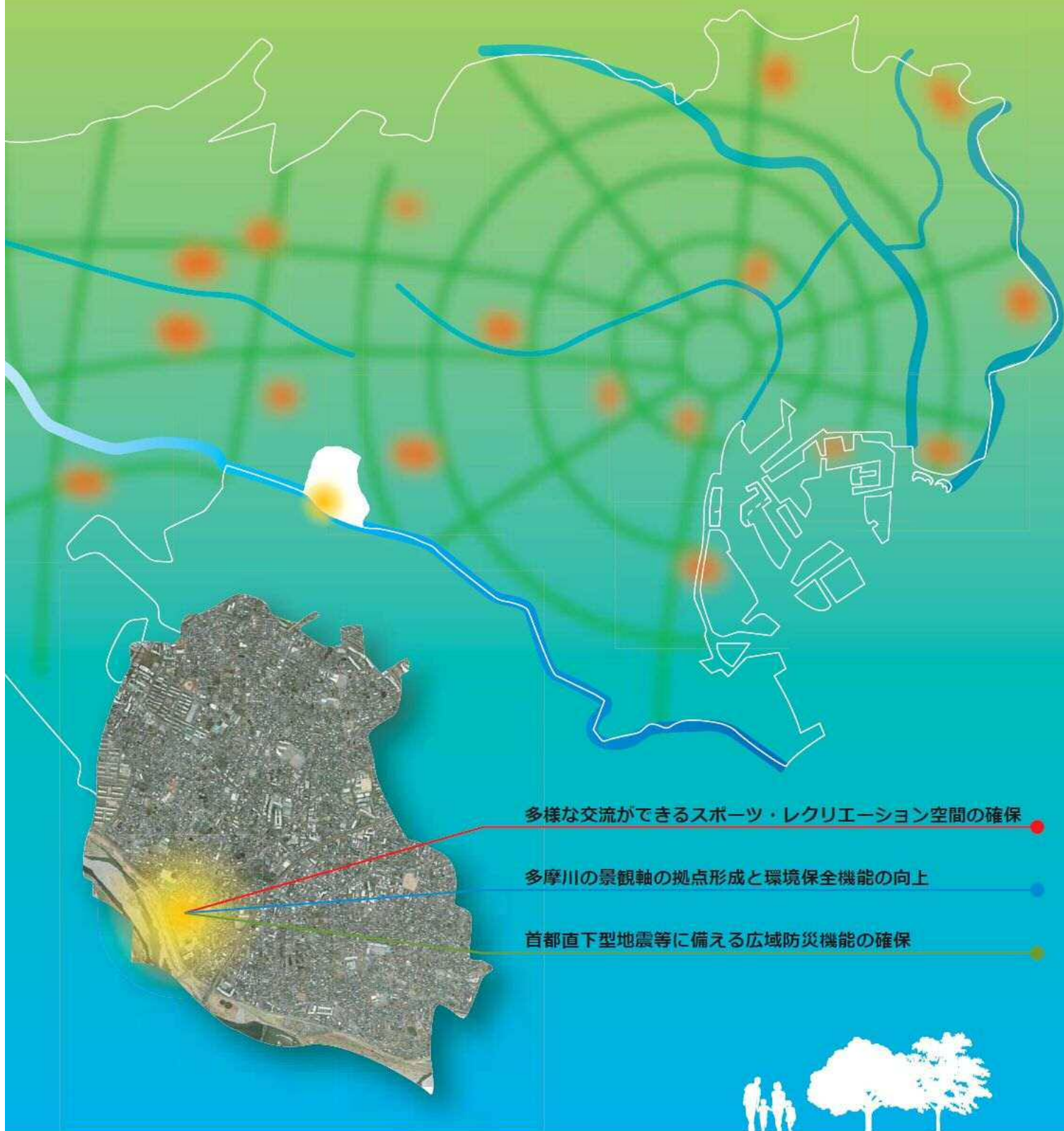


狛江市和泉多摩川緑地 都立公園誘致推進構想



多様な交流ができるスポーツ・レクリエーション空間の確保

多摩川の景観軸の拠点形成と環境保全機能の向上

首都直下型地震等に備える広域防災機能の確保



平成27年12月

目次

はじめに	1
序章 本構想の位置づけ	2
第1章 和泉多摩川緑地を取り巻く状況	4
1 和泉多摩川緑地の歴史概況	4
2 和泉多摩川緑地の立地特性	10
3 和泉多摩川緑地周辺の都立公園の現況	17
第2章 和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義	20
1 誘致する都立公園の目指す姿	20
2 都立公園として整備する意義	21
(1) 日常的な意義と災害時の意義	
(2) 日常的な意義	
(3) 災害時の意義	
(4) 東京都の計画との関連	
3 都立公園誘致によって実現できる公園の機能	39
(1) 和泉多摩川緑地に必要な公園の機能	
(2) 日常的な機能	
(3) 災害時の機能	
4 都立公園整備の推進プログラム	43
第3章 パークマネジメントによる新しい公園の管理と運営	51
第4章 資料編	55
1 和泉多摩川緑地の歴史的経緯	55
2 現状と分析	58
3 市民による都立公園化に向けた活動	68
4 構想案検討体制	71

はじめに

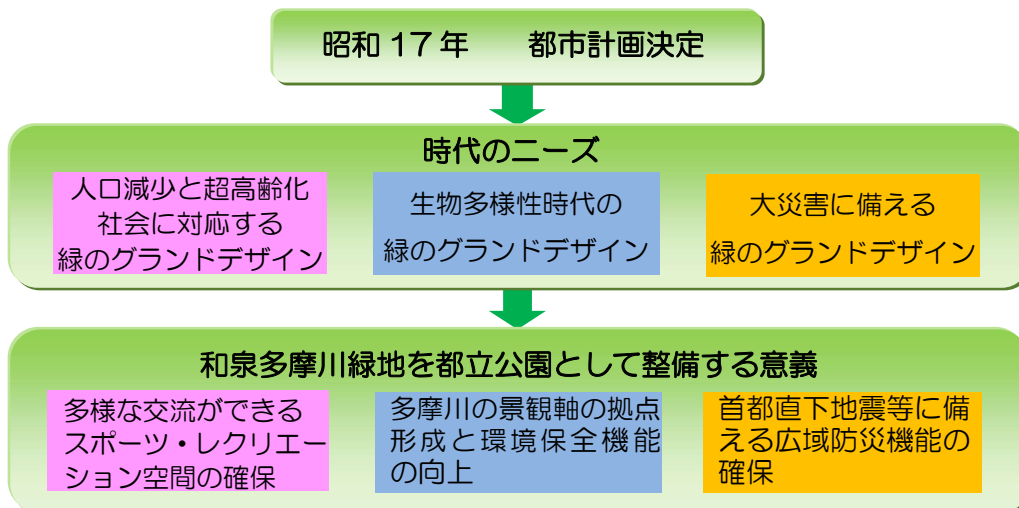
和泉多摩川緑地は、狛江市の南西部にあり、多摩川と3本の都道（都道114号線、都道3号線（世田谷通り））に接しており、多摩川にかかる多摩水道橋の橋詰に位置している貴重な空間です。

和泉多摩川緑地は、昭和17年4月30日に東京緑地計画の環状緑地帯計画に沿って、調布都市計画緑地第2号和泉多摩川緑地として国（内務省）によって都市計画決定されました。その後昭和47年1月14日の都立狛江高校開設に伴い区域変更され、現在の区域となっています。

都市計画決定から70年余りを経て、少子高齢化社会の進行や環境に優しいまちづくりの推進の必要性、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえた防災機能の確保や良好な景観の形成といった新たな時代のニーズに対応する必要があります。また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」において、自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承していくための政策展開の一つとして、「都市における緑の拠点として、平成36年度までに新たに170haの都立公園を開園させる」ことが示されました。

一方、狛江市では、平成24年12月1日に調布都市計画道路3・4・17号線が開通し、多摩川を挟み東京都と神奈川県を結ぶ重要な路線として供用されている都道3号線（世田谷通り）と接続されました。交通アクセスが向上したことで、多摩川緊急河川敷道路と都道3号線（世田谷通り）の結節点となる和泉多摩川緑地を環境機能に加え広域防災機能の拠点とし、地域全体の健全な発展を図るための都市基盤整備を行うことが可能となりました。さらに、和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することができれば、狛江市民を含めた都民の多様な交流ができるスポーツ・レクリエーション空間の確保にもつながり、福祉増進と生活文化向上にとって非常に有益なものとなります。

こうしたことから、和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することによって、新たな時代のニーズに対応したまちづくりを推進していくことを目指して、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想をまとめました。



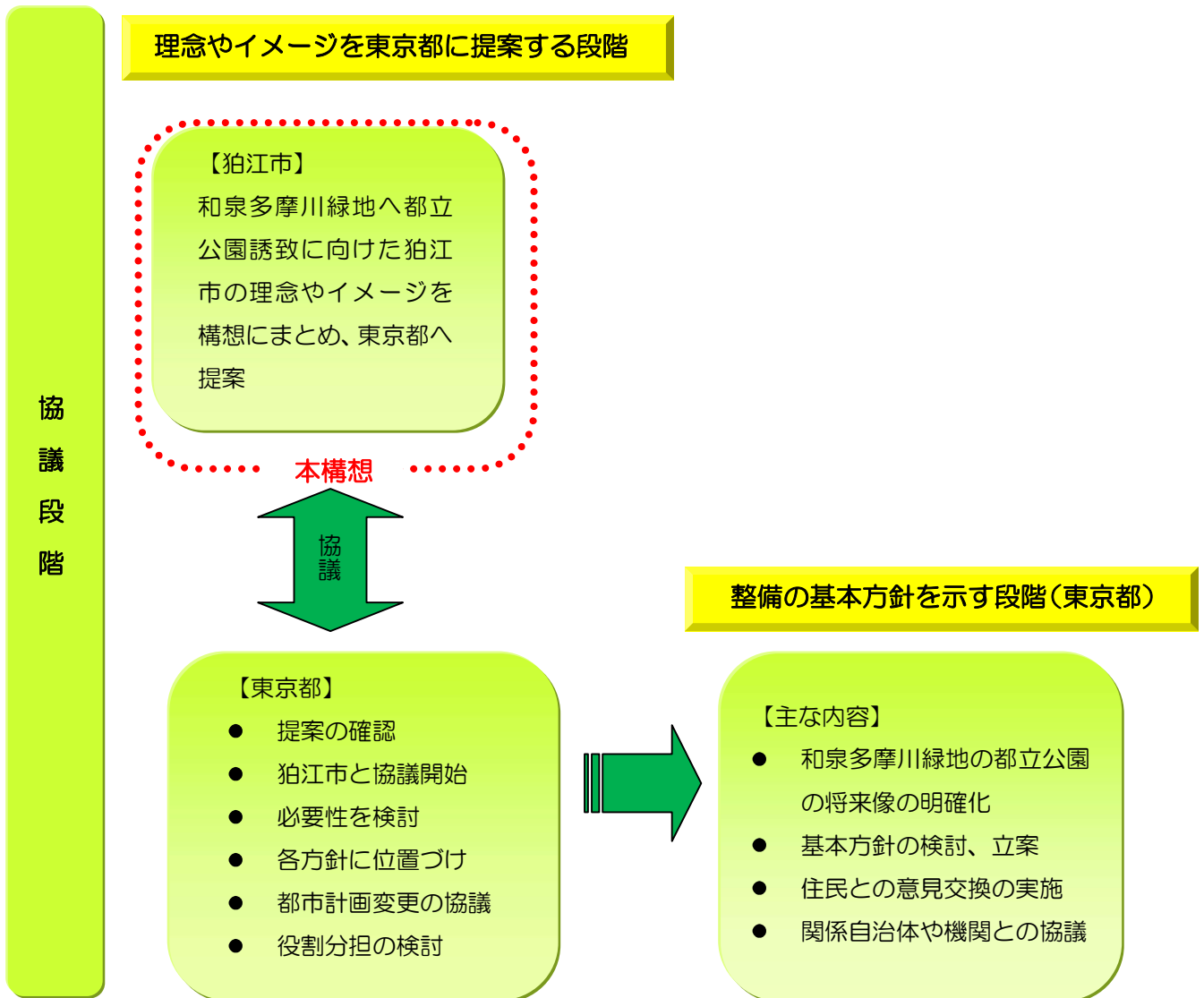
序章

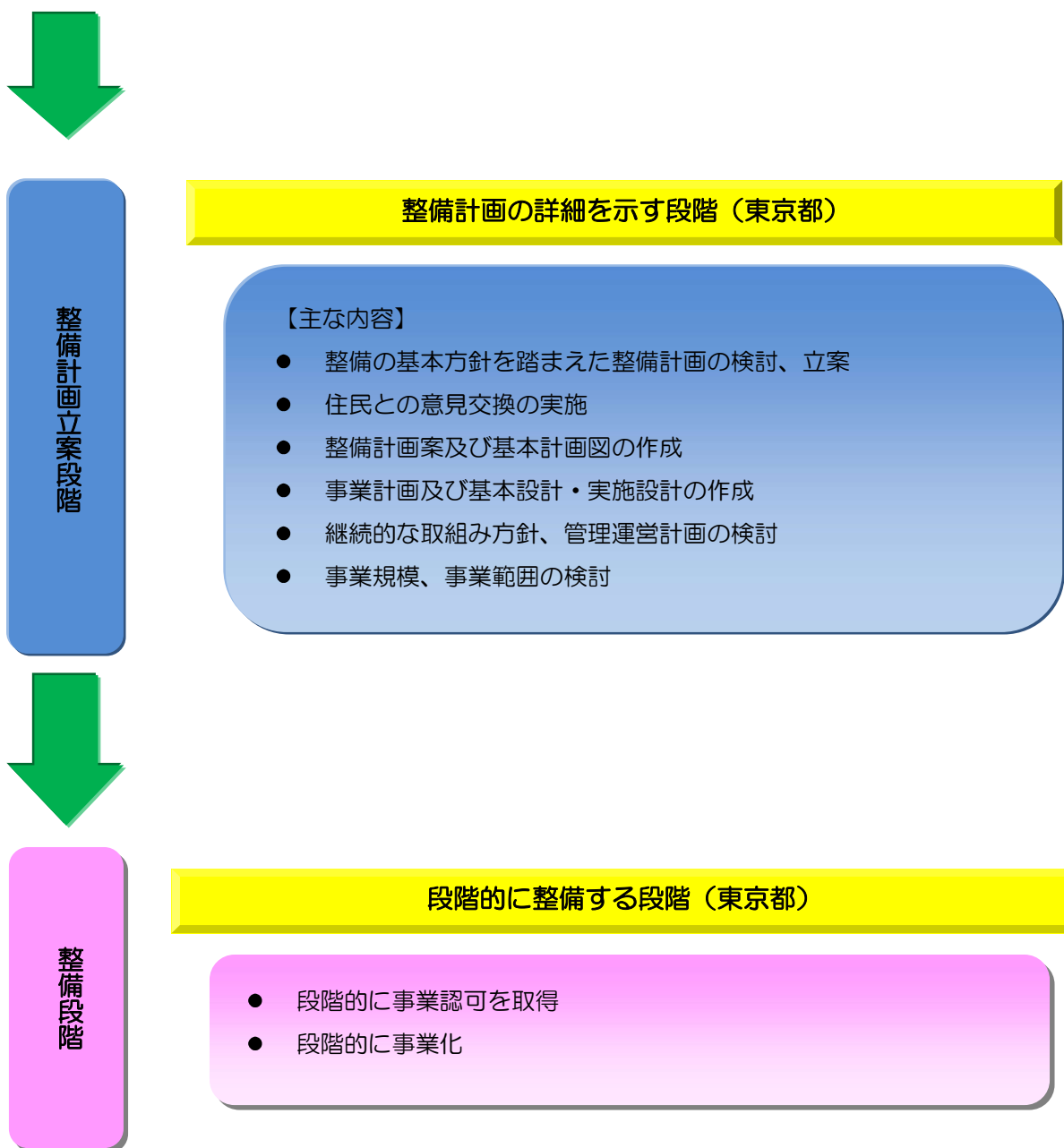
本構想の位置づけ

本構想は、和泉多摩川緑地への都立公園誘致に向け、東京都と協議を進めていくにあたり、主に和泉多摩川緑地の立地の優位性や都立公園として整備する意義を東京都に対し示すために策定するものです。

本構想に示した機能図や整備エリアは、現段階で狛江市が想定したものです。今後東京都との協議を進め、都立公園の誘致が決まり次第、住民との意見交換を踏まえつつ、都立公園の具体的な整備内容、区域を定め、事業化へ向けて東京都と連携していきます。

■和泉多摩川緑地に都立公園を誘致するためのフロー図（一例）





第1章 和泉多摩川緑地を取り巻く状況

1 和泉多摩川緑地の歴史概況

(1) 歴史概況

※詳細は、資料編 55 ページ参照

戦前の動き

- 1932年（昭和7年） 日本水道(株)が設置した浄水場が給水開始
- 1938年（昭和13年） 東京緑地計画の環状緑地帯計画原案が示される。
- 1942年（昭和17年） 調布都市計画緑地第2号和泉多摩川緑地として国（内務省）が都市計画決定（23.14ha）

戦後の動き

- 1945年（昭和20年） 東京都が日本水道(株)を買収（東京都に一元化）
- 1966年（昭和41年） 防衛庁共済組合が狛江スポーツセンターを開設
- 1969年（昭和44年） 狛江浄水場廃止
都市計画法の改正により、公園・緑地等の都市計画決定又は変更を行う際には予め当該施設を管理することとなる者（将来管理者）に協議しなければならない旨が定められる。
- 1972年（昭和47年） 都立狛江高校の誘致による都市計画変更（23.14ha から 20.3ha へ区域面積変更）
- 1995年（平成7年）
～2000年（平成12年） 都立公園誘致に向けた要請活動
- 2002年（平成14年） 和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会設立
- 2012年（平成24年） 調布都市計画道路3・4・17号線（田中橋交差点～都道3号線（世田谷通り）間）開通
- 2013年（平成25年） 東京都知事へ和泉多摩川緑地都立公園誘致についての要請書を提出

和泉多摩川緑地は前ページのように戦前の昭和 17 年に国（内務省）によって都市計画決定され、平成6年度から狛江市は都立公園誘致の要請を行ってきました。

（2）都市計画上の変遷

昭和 17 年に都市計画緑地として都市計画決定がなされましたが、その後市街化が進み、都市計画法第 53 条に基づく都市計画区域内の建築制限の緩和により、現在は三階建て以下の戸建て住宅を中心とした低層住宅地となっています。

都市計画緑地として都市計画決定された昭和 17 年当時においては、和泉多摩川緑地は大都市化問題に対する緑地帯（グリーンベルト）としての価値を有していましたが、現在は都市における地域マネジメントが課題となっており、パークマネジメントが拓く地域再生等の価値を創出することができます。

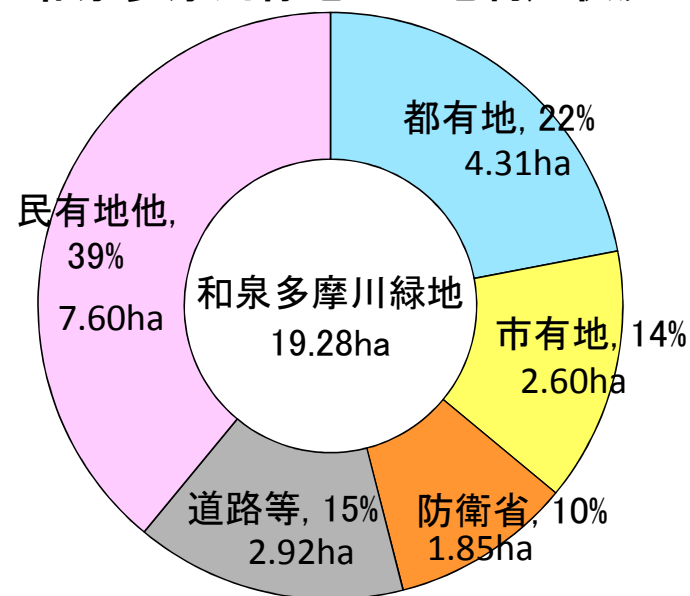
■和泉多摩川緑地位置図



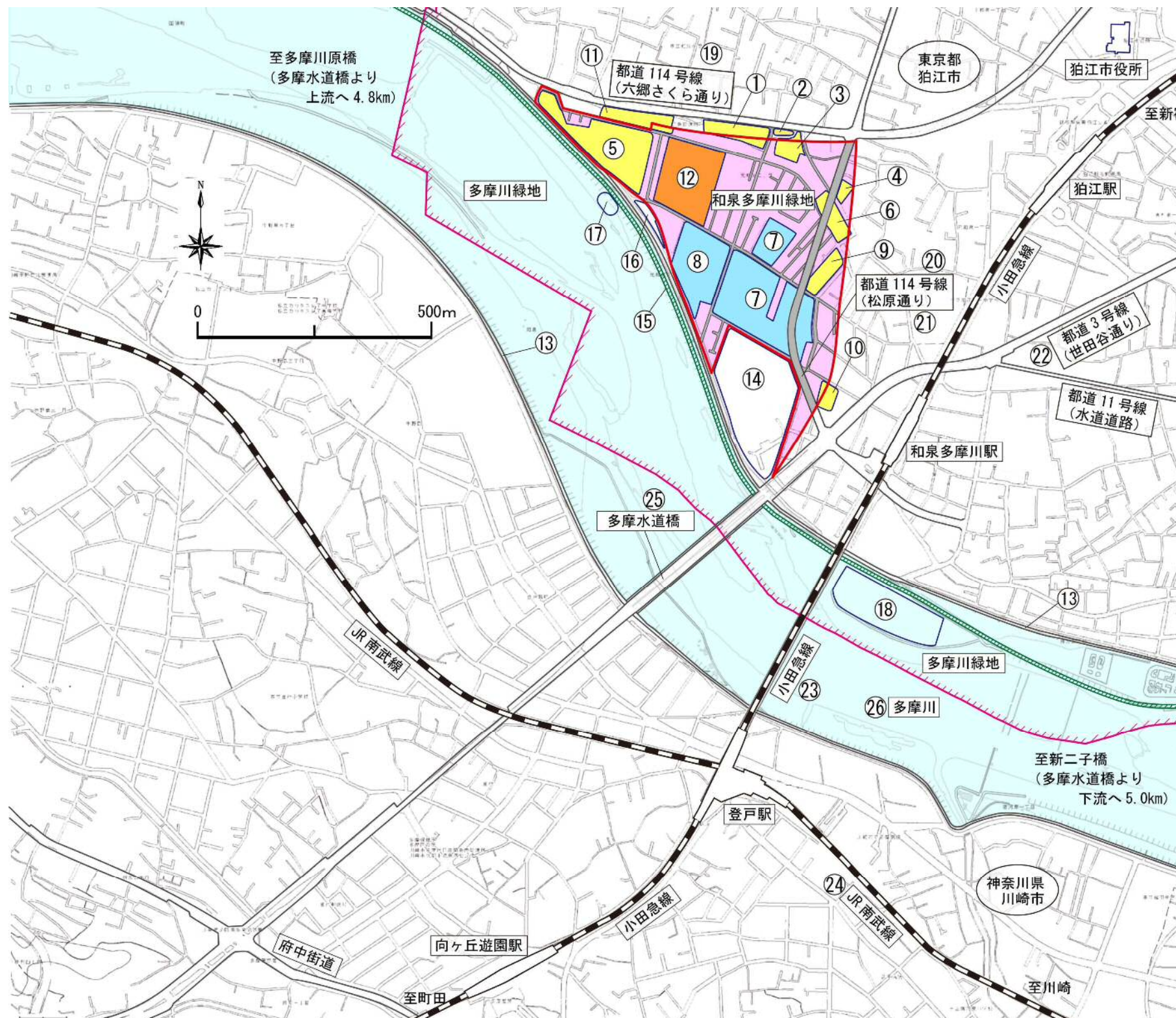
■和泉多摩川緑地周辺施設内訳

施設名称	面積(m ²)	
	区域内	区域外
①西河原自然公園	1,176.11	3,742.25
②田中橋児童遊園		531.31
③古民家園	2,491.35	341.89
④元和泉公園	920.49	40.85
⑤西河原公園	16,074.08	329.62
⑥田中の池児童公園	1,167.59	
⑦都水道局緊急資材置場	30,875.65	
⑧東京都水道局狛江住宅	12,244.36	
⑨元和泉テニスコート	3,477.96	47.22
⑩和泉多摩川児童公園	239.12	1,623.67
⑪西河原公民館・あいとびあセンター	460.08	4,553.70
⑫防衛省共済組合	18,494.06	
⑬多摩川堤防		
⑭都立狛江高校		
⑮多摩川緊急河川敷道路		
⑯松林児童遊園		875.14
⑰多摩川五本松		
⑱多摩川緑地公園グランド		
道路等	29,232.84	
民有地他	75,928.31	
計	192,782.00	12,085.65

和泉多摩川緑地の土地利用状況



※ 面積は、図面上の測定値とします



——— : 現状の都市計画区域線
 - - - - - : 市域線

(3) 関連する市の計画

狛江市の各上位計画における和泉多摩川緑地の位置づけは、下記のとおりとなります。

<p>後期基本計画 (平成 25 年 3 月) ※総合基本計画</p>	<p>緑の基本計画や和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想、都市公園の整備計画、景観維持に関する市の理念等、市の緑の確保に関する各種の方針と連動した具体的な整備計画を検討していく。</p>
<p>都市計画マスタープラン (平成 24 年 3 月)</p>	<p>○安心・安全まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西河原公園、西河原自然公園、都市計画緑地として指定している和泉多摩川緑地を含む一帯を「水と緑の中心拠点」に位置付けている。 ・災害時の広域避難場所や帰宅困難者の受け入れ拠点としての公園整備化を目指し、東京都と調整していく。 <p>○環境まちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方として、和泉多摩川緑地を緑の拠点として公園化することにより、水辺空間と周辺緑地空間の充実を図ることとしている。 ・多摩川の広域的な「水と緑のネットワーク」と連携したシンボルとなる緑地として東京都と調整していく。 <p>○狛江らしい文化を育むまちづくり施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉多摩川緑地として都市計画で決定している区域は「緑の景観拠点」の一つとして、狛江市の緑の中核を担う地区として位置付けるとともに、隣接する多摩川の水辺空間と調和した景観形成を図る。
<p>緑の基本計画 (平成 25 年 3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 44 年度における緑地率の目標は市域の 30%以上、公園緑地の目標は市民一人当たり 15.67 m²以上となっており、これには和泉多摩川緑地も含めた数値となっている。 ・都市計画緑地である和泉多摩川緑地を「緑の拠点」と位置づけ、保全や整備に努める。 ・和泉多摩川緑地については、東京都と調整・連携し、公園としての整備を推進する。
<p>地域防災計画</p>	<p>防災機能を備えた公園の整備の市民要望、被害想定を踏まえた「避難者及び帰宅困難者対策の拠点」「災害時集合場所」として活用できる都立公園としての整備を都に要望していくことが必要である。</p>

2 和泉多摩川緑地の立地特性

(1) 立地概況

和泉多摩川緑地は多摩川に面しているとともに、計画地内には住宅の他に、市民テニスコートや都市公園、東京都水道局の資材置場や防衛省共済組合のスポーツ施設等の面積規模の大きな敷地が混在しています。

計画地全体が現在都市計画緑地として計画決定されており、計画地北側を通る六郷さくら通り（都道 114 号線）沿いの一部が第一種住居地域となっているほかは、第一種低層住居専用地域となっています。また、計画地内の一部に生産緑地があります。

(2) 立地の優位性

●アクセシビリティ

多様な交通手段によるアクセシビリティの高さにより、都立公園として高い集客力が期待できます。

■和泉多摩川緑地へのアクセス

自動車によるアクセス	都道 3 号線（世田谷通り） 都道 11 号線（水道道路） 都道 114 号線（六郷さくら通り） 都道 114 号線（松原通り） 外郭環状線
電車によるアクセス	小田急線 和泉多摩川駅、狛江駅 JR 南武線、小田急線 登戸駅
自転車・徒歩によるアクセス	多摩川土手等 多摩川緊急河川敷道路（予定）

●生物多様性

生物は水と緑のネットワークを通じてその生息区域を広げることができ、結果として多様な生物の生息・生育環境が保障されます。

和泉多摩川緑地が面する多摩川は、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリングの一部であり、市内外の生息・生息地をつなげる移動経路の一部として重要な役割を果たしています。同時に、市内の生態系ネットワークの核となる地域でもあります。

また、和泉多摩川緑地の周辺には、多摩川や狛江駅周辺の弁財天池特別緑地保全地区をはじめ、狛江市内の樹林地、草地、農地等が生き物の生息空間として貴重な場所となっています。

特に宿河原堰下流の中州には多くの水鳥が見られ、また河川敷の草地やヤナギ林等

も生き物の生息地となっており、これまで河川への多自然型護岸の整備等を通じて、生き物の生息域の創出や保全に努めてきました。

これに加え、和泉多摩川緑地の都市計画区域内に存在する西河原公園や区域周辺の西河原自然公園を中心に、和泉多摩川緑地に都立公園を整備することで、現状の生物の生育環境が保全されるとともに、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現を支える緑のリングの機能が強化され、将来に渡って生物多様性を確保することができます。

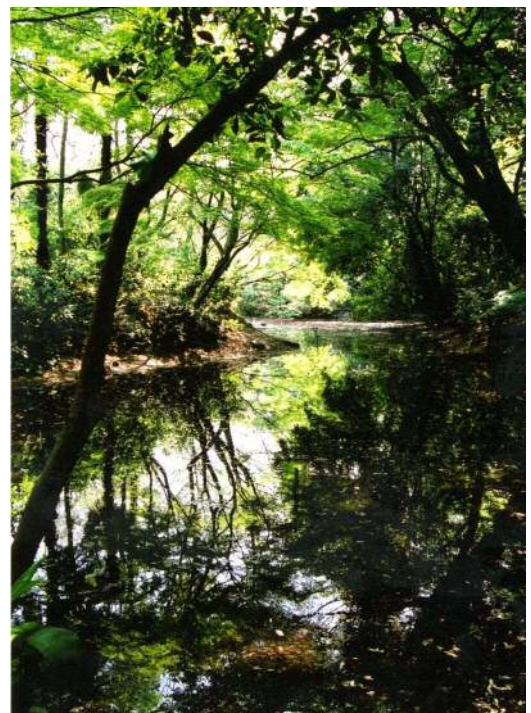
■ 狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生物種数（平成 26 年度時点）

植物	128 種
虫	73 種
鳥	17 種
菌類	6 種

狛江弁財天池特別緑地保全地区 全景



狛江弁財天池特別緑地保全地区のひょうたん池



●親水教育の拠点

多摩川流域では、多摩川の自然の実態、生態系及び川にまつわる歴史・文化の持つ価値を広く普及していくため、流域を大きな博物館ととらえ、誰もが多摩川の持つ価値を共有、学習できるように「多摩川流域リバーミュージアム」の取組みが進められています。その一環として、多摩川を学習や活動のフィールドとする「水辺の楽校」が開催されています。水辺の楽校とは国土交通省が平成8年から開始した取組みで、子どもたちの水辺の学びを支える地域連携体制の構築、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的としているものであり、多摩川全体で狛江水辺の楽校を含め20の水辺の楽校が展開されています。

「水辺の楽校」の多摩川流域第1号として開校された狛江水辺の楽校（狛江校）では、主催事業が48回、延べ4,064人が参加（平成26年度）とたくさん子どもたちに活用されており、計画地は親水教育の拠点となっています。

和泉多摩川緑地は、水辺と陸域の樹林や草地が一体となった環境教育の拠点形成が可能な立地にあり、都内の貴重な環境資源である多摩川を広域的な環境教育の場として活用することで都内全域に交流活動を推進していくことができます。

狛江水辺の楽校の活動



●周辺の歴史・文化

川の流れる低地と小高い台地からなり、水と緑が豊かな環境であったと考えられる狛江市には、約1万数千年以上前から江戸時代に及ぶ多数の遺跡が確認されています。計画地周辺では、6世紀半ば頃に築造された古墳と推定される兜塚、奈良・平安時代の創建とされる泉龍寺、伊豆美神社、江戸時代の暮らしや文化を伝えるむいから民家園、六郷用水、万葉歌碑等をはじめ、重要な歴史的文化的遺産が点在しています。

また、多摩川に面した狛江市は、たび重なる水害に悩まされてきた地域でもあります。とりわけ昭和49年9月1日に発生した多摩川堤防決壊は、家屋の倒壊・流出被害が19棟、1,512.58㎡に及び、甚大な被害をもたらしました。この水害の教訓を後世に伝えていくため、堤防が決壊した猪方四丁目近くの河川敷に「多摩川決壊の碑」が設置されています。

さらに、狛江市では地域住民との協働により狛江古代カップ多摩川いかだレースや狛江初春まつり等を開催し、地域と一体となった多摩川の利活用を進めています。

このように和泉多摩川緑地は、古代から現代にいたる人々の暮らしと水との関わり、水害の歴史等を学ぶ拠点を創出することができる多様な歴史的文化的資源を有する地区に立地しています。

狛江古代カップ多摩川いかだレース



参考：「狛江のまち—魅力百選」

「狛江のまち—魅力百選」は、狛江の魅力を市民の皆さんから募り、再発見しようと平成19年から始めたものです。

毎年応募される候補の中から選定を行い、平成25年現在、99箇所が選定されています。このうち、計画地周辺の主なものをピックアップしました。

狛江のまち—魅力百選

登録番号	登録名	登録番号	登録名
1	狛江の多摩川の堤から—万葉東歌・防人歌をしのぶ	50	山河哀傷吟 鶯 北原自秋
2	五本松と多摩川	51	電柱がなく、美しい景観を得られる道
3	和泉多摩川 川床	52	巨大サボテン
4	野川	53	狛江の蜷
5	前原公園	54	周辺住民の建築ルール締結
6	西河原自然公園周辺	55	都道交差点の複合ビル、市民と協調して建設
7	緑地保全地区一帯	56	僕と私たちの竹林(狛江弁財天池特別緑地保全地区)
8	美しい林(西野川二丁目)	57	夕方5時のメロディー
9	残ったおじいちゃんの家(北久保公園内)	58	多摩川の河川敷
10	Nさんの竹林(中和泉五丁目)	59	小足立のびのび公園
11	根川さくら通り	60	エンゼルブレスサ武蔵野園館—和泉本町四丁目
12	六郷用水取水口跡と玉翠園跡石垣	61	岩戸川緑道(岩戸川せせらぎ)
13	古墳のある風景(白井塚)	62	メルヘンなモザイク壁面
14	むいから民家園	63	多摩川河川敷・自由ひろばで馬を見た！
15	石井家長屋門(※現在立川市の昭和記念公園に移築・保存)	64	彩染工房(さらこうぼう)
16	泉龍寺	65	公社多摩川住宅団地内—西和泉一丁目・中和泉四丁目
17	いちよう通りミニ公園	66	震災時、井戸水提供の家
18	安心・安全、きれいなまちづくり(銀行町親和会)	67	五小の芝生
19	銀香募金(第三中学校)	68	歩道が広がり歩行快適
20	狛江古代カップ多摩川いかだレース実行委員会	69	他にないライトアップ
21	狛江水辺の乗校	70	ニヶ領宿河原堰
22	まちを元気にする会(岩戸親睦会)	71	獅子舞 岩戸
23	狛江の地域ねこ	72	どんど焼き
24	メモリーロード(第三中学校)	73	絵手紙さろん(閉鎖)
25	昔の思い出(多摩川の流れとともに)	74	絵手紙メモリアルポスト
26	伊豆美神社を尋ねて	75	天台宗の古刹、玉泉寺
27	絵手紙は心を伝える日本の美(絵手紙を愛する各会)	76	いつまでも残したい樹林地
28	ニュートンのりんごの木、メンデルのぶどう棚(第一中学校)	77	きれいな！透明！狛江の川特集
29	御来光を見る(和泉多摩川駅付近)	78	今なお街中に残る石造物
30	MERRY CHRISTMAS(狛江一中から狛江教会のクリスマスイルミネーション)	79	電研のサクラ
31	いこいのカフェ	80	狛江の新パワースポット！耳切り地藏
32	万葉歌碑	81	旧野川の太橋
33	万葉をしのぶ乙女像「たまがわ」	82	前原塚古墳
34	二色の秋(野川遊歩道)	83	狛江団結！狛江共生の家「多麻」
35	「歩きたいまち・狛江」—まちづくりに関する継続的な調査活動—	84	～町を明るくしよう～ 狛江、町おこし活動
36	狛江駅前のみち	85	兜塚古墳
37	市内産農産物の直売所	86	住宅街の真ん中の古墳、亀塚古墳
38	開発道路もこんなだといふ 和泉本町二丁目デザイナーズハウス	87	街並み形成—生活のコンセプトを共有する開発
39	多摩川土堤の桜	88	まちの縁側
40	駄倉塚古墳	89	みどりの連なり
41	あいとびあセンター内のロビー	90	美しいらべと花が紡ぐ人との出合い
42	多摩川緑地公園	91	誰もが市民として暮らせる地域づくり～狛江のとあるカラーショップ
43	水神社	92	寝てる桜は美しい
44	川辺の風景	93	瑞穂地蔵様の意外なご利益
45	狛江の「追分」—右 渡し場道 左 江戸青山	94	新しいシンボル
46	多摩川決壊の碑	95	狛江市を見守るおばけの木
47	狛江の見晴らし—狛江団地の給水塔	96	猪方小川塚古墳
48	田中橋	97	野川の野鳥たち
49	揚辻稲荷(谷田部稲荷)	98	狛江の三山の神
		99	駄倉橋石柱

■和泉多摩川緑地周辺の「狛江のまちー魅力百選」



39 多摩川土堤の桜

2 五本松と多摩川

6 西河原自然公園周辺

14 むいから民家園

42 多摩川緑地公園

46 多摩川決壊の碑

92 愛でる桜は美しい (六郷さくら通りの桜並木)

16 泉龍寺

43 水神社

41 あいとびあセンター内のロビー

48 田中橋

86 亀塚古墳

和泉多摩川緑地

狛江駅

小田急線

19 銀杏募金 (第三中学校)
24 メモリーロード (〃)

91 誰もが市民として暮らせる地域づくり～狛江のとあるカレーショップ

29 御来光を見る (和泉多摩川駅付近)

63 多摩川河川敷・自由ひろばで馬を見た!

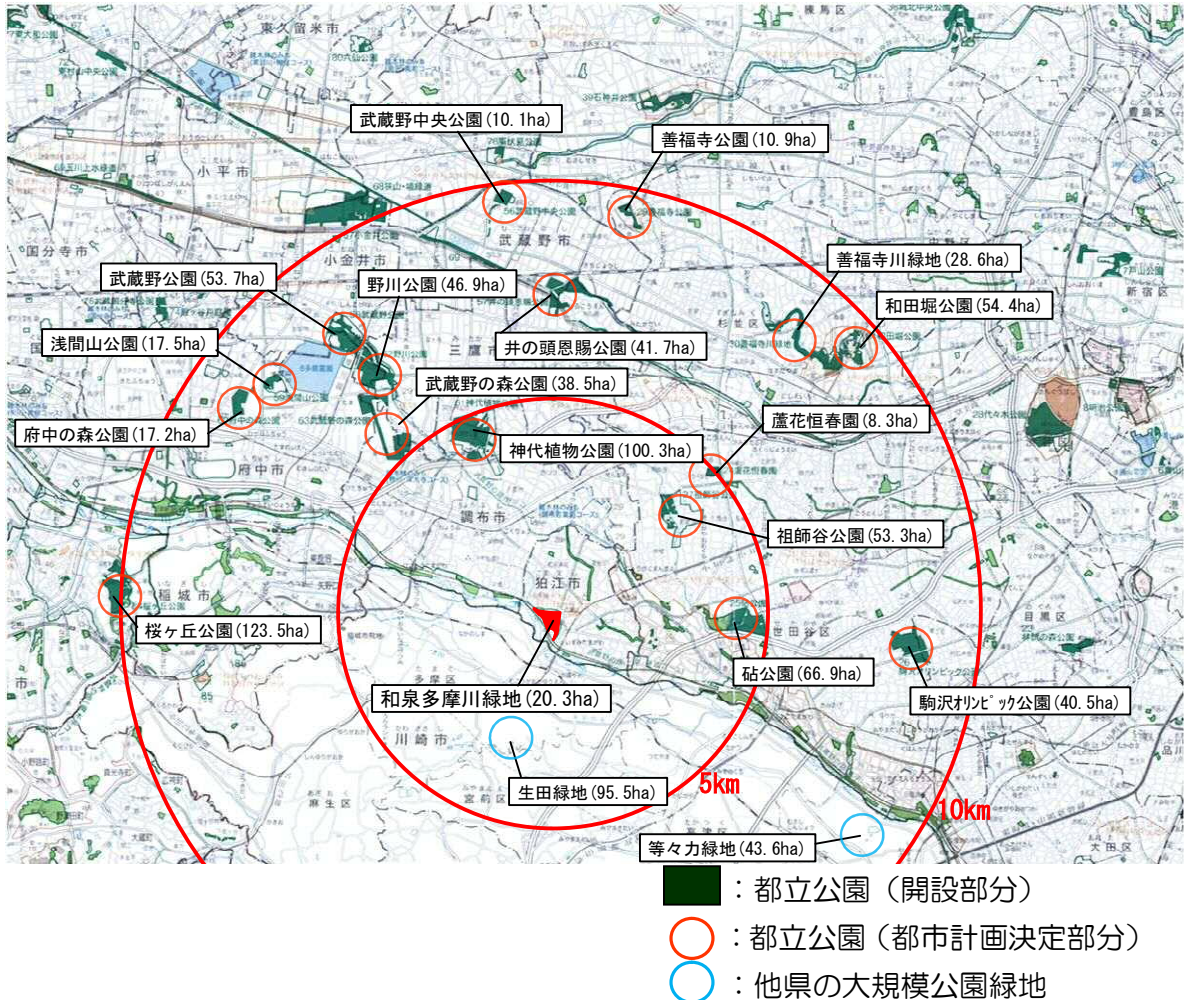
72 どんど焼き

58 多摩川の河川敷

3 和泉多摩川緑地周辺の都立公園の現況

(1) 都立公園の分布状況

■和泉多摩川緑地を中心とした都立公園の分布状況



和泉多摩川緑地を中心とした半径 10 km の圏内にある都立公園の分布状況は上記のとおりとなっています。

都立公園は、平成 26 年 6 月 1 日現在 81 カ所、約 2,004ha あり、そのうち和泉多摩川緑地を中心とした半径 5 km の圏内には、神代植物公園、祖師谷公園及び砧公園がありますが、半径 2 km の圏内には都立公園は存在していません。

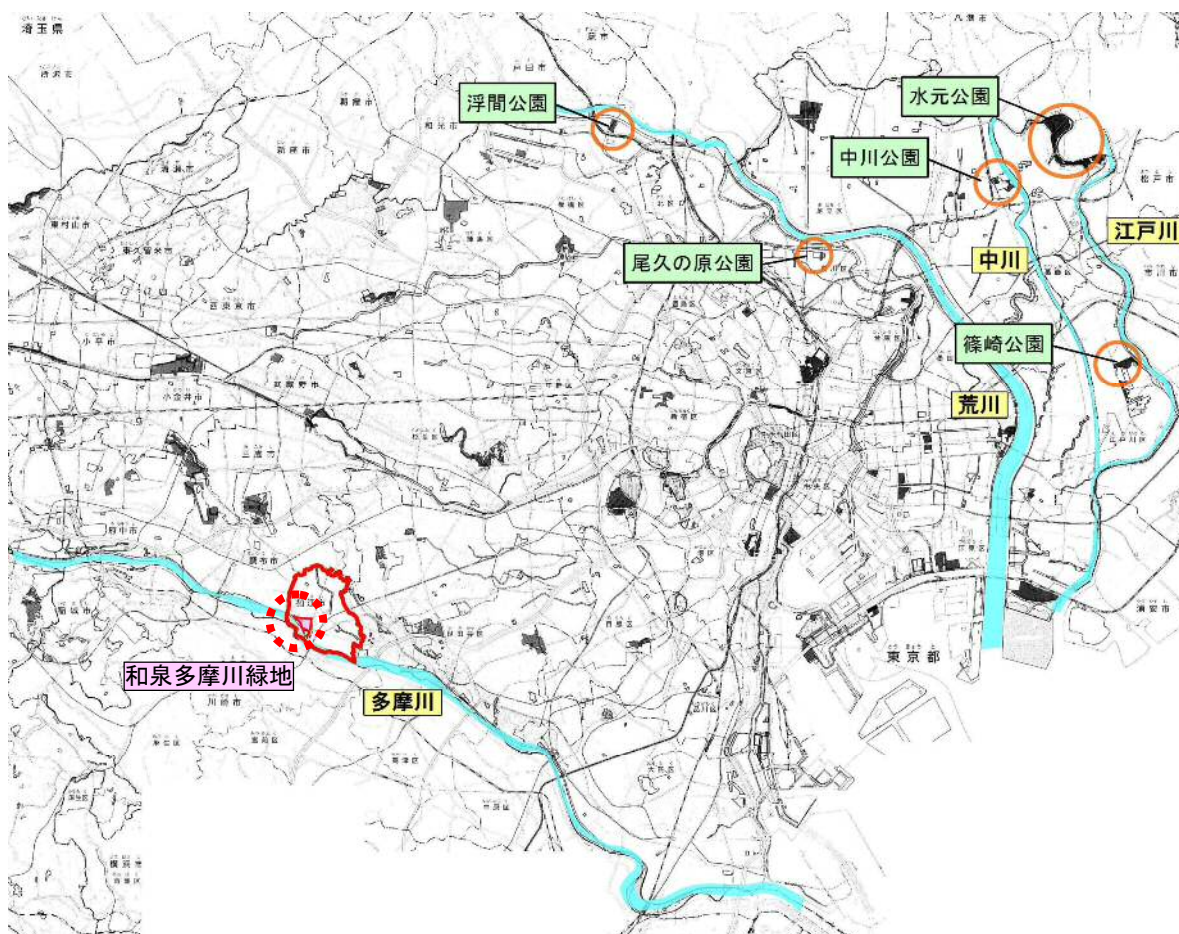
また、都立公園が存在していない市は都内で 6 市となっており、狛江市はその一つで都立公園空白地となっています。

さらに、都立公園のうち、国管理の一級河川沿いに位置する都立公園の分布状況は次ページのとおりとなっています。

都立公園のうち、大規模河川（江戸川、中川及び荒川）に隣接する公園として水元公

園、中川公園、篠崎公園、浮間公園及び尾久の原公園がありますが、いずれも東京都の東側に位置しています。東京都西部と神奈川県境にある多摩川においては、河川敷をグラウンド等に利用している箇所は多いものの、河川に隣接している都立公園は存在していません。神奈川県側では川崎市の等々力緑地が多摩川に隣接しています。

■大規模河川（国管理の一級河川）に隣接する都立公園



(2) 都立公園のこれまでの経緯と今後の展望

都立公園の歴史は、明治6年の太政官布達に基づき、上野寛永寺等が東京府の公園として指定されたことに始まります。その後、明治22年の市区改正設計、大正13年の震災復興計画、昭和21年の戦災復興計画など都市計画の変遷を経て、昭和61年に開園面積が1,000haを達成しました。その後、平成25年4月1日には、都立公園として81番目となる「東伏見公園」が新規開園し、平成26年度は、井の頭恩賜公園や野山北・六道山公園などを追加開園し、平成26年6月1日現在で都立公園の開園面積は2,004haとなり、都立公園の開園面積が2,000haを超えました。

今後の都立公園の整備について、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョ

ン」では、「公園整備や再開発などで新たに創出された緑が連続性・一体性をもちながら質の高い都市環境を形成し、花や緑に彩られた美しい景観が都民の生活に癒しと潤いを与えている」ことをめざし、都市における緑の拠点として平成 36 年度までに新たに 170ha の都立公園を開園させることとしています。

都立公園は、東京都地域防災計画において避難場所や救出・救助活動の拠点とされるなど、震災対策においても重要な役割を担っています。新規整備を進めると同時に、既存の公園の防災性を向上させる再整備が続けられているほか、既設公園の整備として老朽化施設の改修や、建築物の耐震化等の事業が進められています。

公園管理面では、平成 16 年 8 月にパークマネジメントマスタープランが策定され、平成 18 年度からは上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園を除くすべての都立公園に指定管理者制度が導入されています。

また、東京都長期ビジョンにおいては、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしています。具体的には、大会関連施設の都民利用、スポーツによる健康増進、ユニバーサルデザイン先進都市の実現、世界一の安全・安心な都市の実現、環境への配慮等を未来に引き継ぐとしています。

東京都長期ビジョンを踏まえ、その一環として、和泉多摩川緑地を新しい都立公園として位置づけ、パークマネジメントを前提とした計画、設計を進め、これからの都立公園のあり方につなげていくことが求められるといえます。

■都立公園のこれまでの経緯等

	内容
1873 年（明治 6 年）	太政官布達により上野寛永寺等を公園として指定
1889 年（明治 22 年）	市区改正設計
1924 年（大正 13 年）	震災復興計画
1940 年（昭和 15 年）	東京緑地計画の環状緑地帯にあたる緑地の都市計画決定
～1943 年（昭和 18 年）	
1946 年（昭和 21 年）	戦災復興計画
1986 年（昭和 61 年）	都立公園開園面積 1,000ha 達成
2004 年（平成 16 年）	パークマネジメントマスタープラン策定
2006 年（平成 18 年）	上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園を除くすべての都立公園に指定管理者制度を導入
2013 年（平成 25 年）	81 番目となる東伏見公園が新規開園
2014 年（平成 26 年）6 月	都立公園開園面積が 2,000ha を超える 「東京都長期ビジョン」公表、平成 36 年度までに新たに都立公園 170ha を開園することが示される
12 月	
2015 年（平成 27 年）	パークマネジメントマスタープラン改定

第2章 和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義

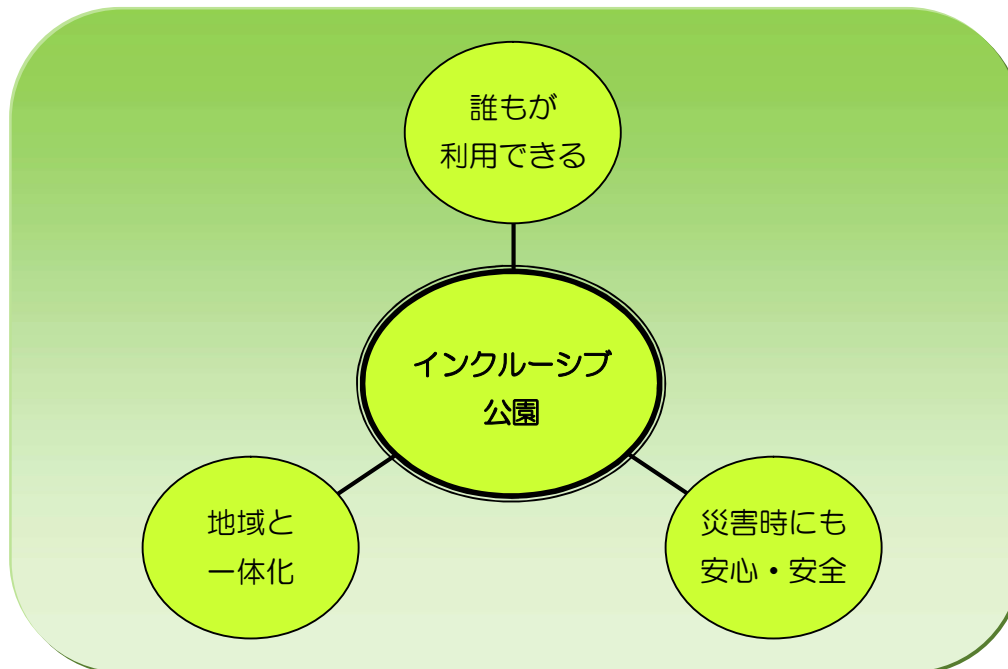
1 誘致する都立公園の目指す姿

和泉多摩川緑地に誘致する都立公園の目指す姿としては、ユニバーサルという概念から一歩進んだ「インクルーシブ（inclusive）公園」を目指します。

これまで取り組まれてきたユニバーサルデザインの公園づくりは、年齢や障がいの有無などに関わらず、あらゆる人が使いやすい公園をつくっていくものです。

「インクルーシブ公園」は、これをさらに進めて、公園の中だけでなく、公園を核としながら、公園周辺の地域も含めて、まち全体を誰もがアクセスしやすい、利用しやすい空間にしていこうというものです。具体的には、障がい者や高齢者、子どもたちを含め、誰もが利用できるようなスポーツ・レクリエーション空間を整備することで全ての人の利用機会を確保し、また都立公園のアクセスも含め地域全体のまちづくりを進め、地域の住民との協働による管理、運営を行い、多摩川河川敷における地域のイベント等と連携した利活用により地域と一体となるような公園であって、災害時には広域的な防災拠点となりうるものを指します。

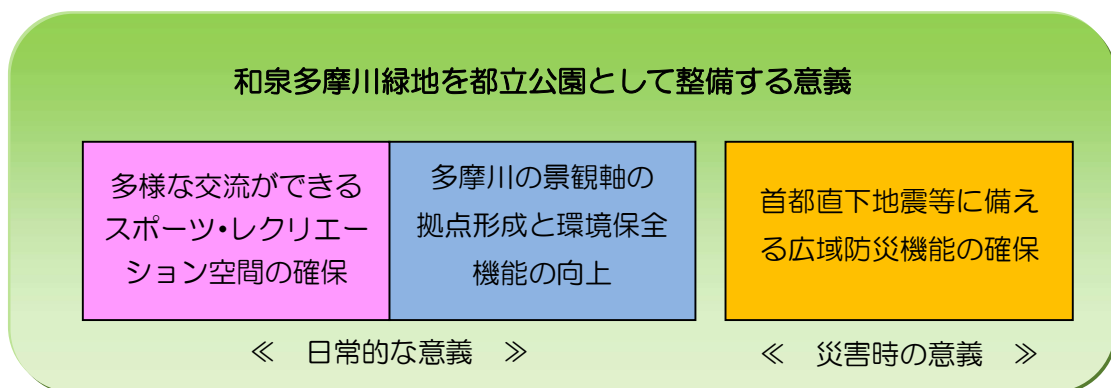
■ 誘致する都立公園の目指す姿



2 都立公園として整備する意義

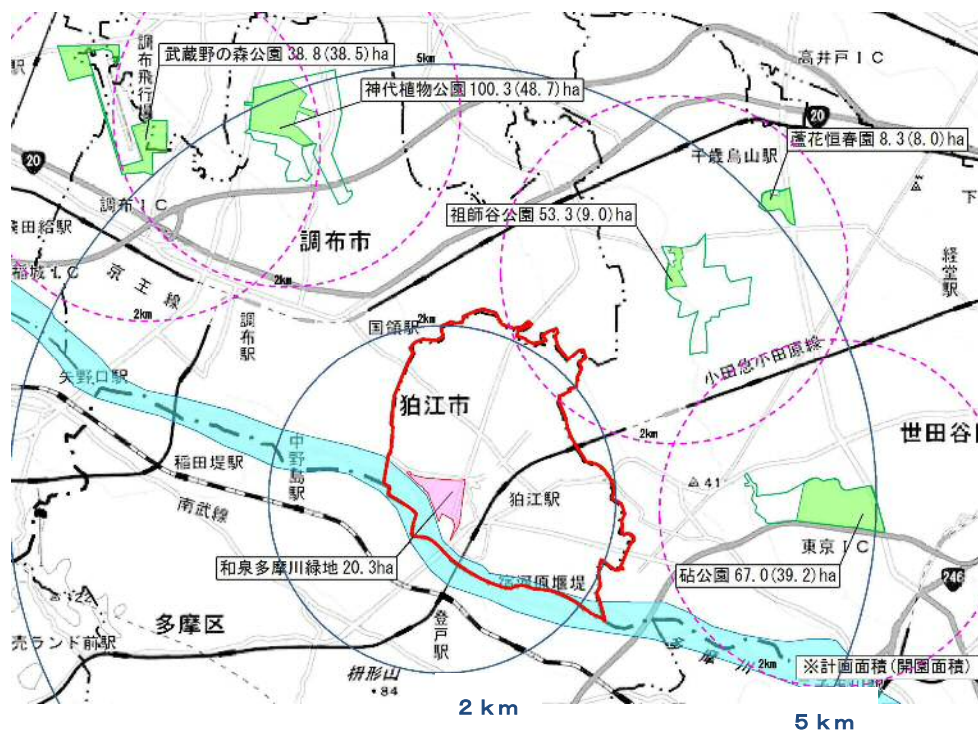
(1) 日常的な意義と災害時の意義

狛江市では平成26年4月に狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会（以下「委員会」といいます。）を立ち上げ、平成26年7月から5回に渡り、都立公園誘致について検討を進めました。委員会での検討結果を踏まえ、和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義として、以下の3点を提示します。



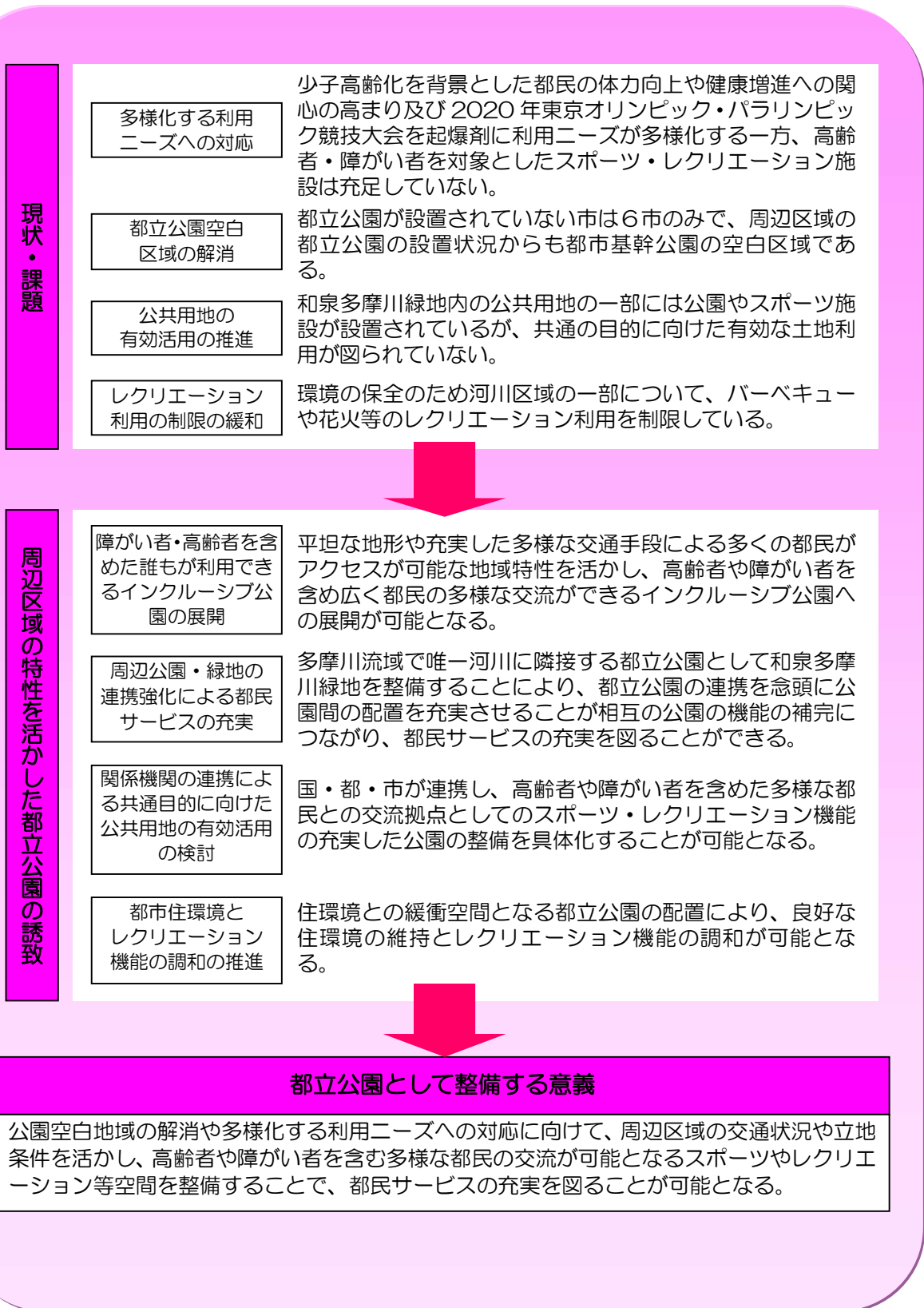
ここでは、東京消防庁の調査によると災害時の高齢者、子どもの歩行限界は約2kmであることから、和泉多摩川緑地の都立公園誘致圏を2kmとし、「日常的な意義」と「災害時の意義」を示します。

■ 都立公園の誘致圏分析図



(2) 日常的な意義

● 多様な交流ができるスポーツ・レクリエーション空間の確保



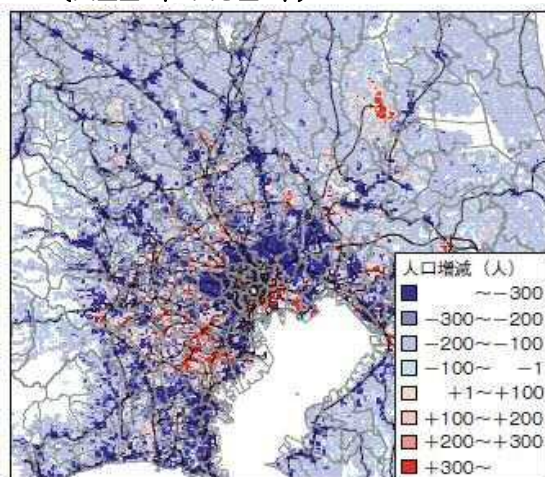
1 高齢者・障がい者を含めた誰もが利用できるインクルーシブ公園の展開

① 少子高齢化時代の誘致圏内の利用者見込み

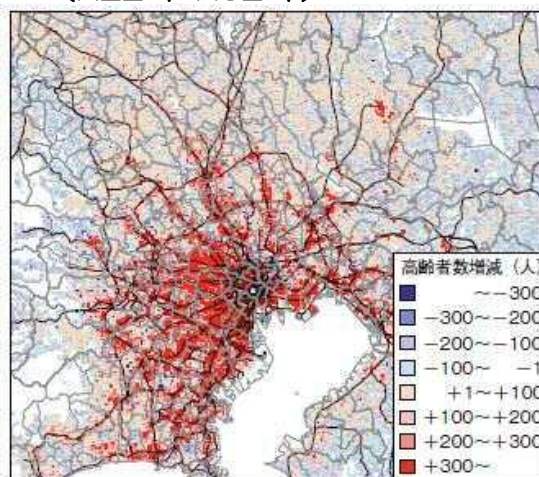
東京圏の将来の人口については、東京都から神奈川県にかけての多摩川周辺の一部地区を除く大半の地区で減少し、高齢者数については、ほぼ全域で増加する見込みとなっています。

和泉多摩川緑地の誘致圏内の自治体（狛江市、世田谷区、調布市、府中市、三鷹市及び町田市）における人口推計も同様に、年少人口はやや減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加していくことが見込まれています。

■東京圏の将来の人口増減 (H22年-H52年)

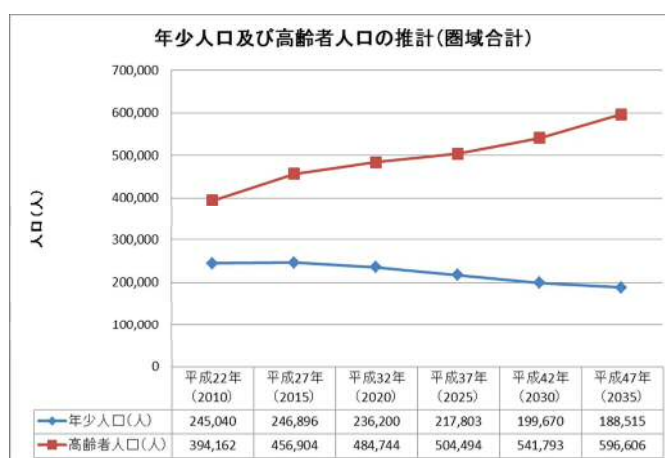


■東京圏の将来の高齢者数の増減 (H22年-H52年)



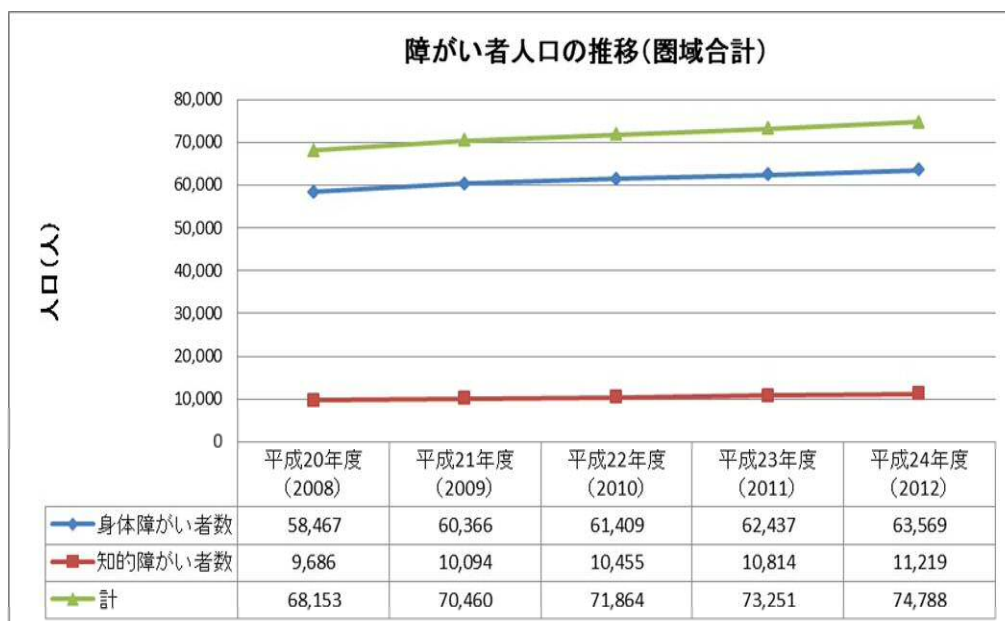
資料：「国勢調査」（総務省）、「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに国土交通省都市局作成。

「平成24年度 首都圏整備に関する年次報告」より



「国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口」より作成

また、和泉多摩川緑地誘致圏内の自治体を含む東京都における障がい者人口は、年々増加しています。平成 24 年度の東京都全体の身体障がい者数は 471,833 人、知的障がい者数は 74,971 人で、合計すると約 55 万人近くとなり、東京都の総人口に対する割合も 4.1%程度になっています。



「東京都福祉保健局」及び「神奈川県保健福祉局」統計資料より作成

今後、少子高齢化がさらに急速に進展していくなかで、認知症予防や運動機能向上のための運動空間の確保や高齢者の健康増進、子どもの体力増進と合わせ、障がい者スポーツの推進を図ることが東京都としても求められています。

計画地においては、隣接する多摩川と連携した様々な利用プログラムの提供が可能であるとともに少子高齢化社会における体力向上、健康増進の場となる貴重な広域的なスポーツ・レクリエーション拠点としての整備が期待されます。

多摩川との連携による広域的なスポーツ・レクリエーション拠点の創出と合わせ、障がい者や高齢者の利用にも対応したユニバーサルデザインによる公園整備を図ることで、これからの都立公園像を示すことができると考えます。

また、公園へのアクセスの配慮や誘導の重点化・情報提供、コミュニティバスによる送迎バスの運行等、都立公園のアクセスも含め地域全体のまちづくりを進めることも重要です。

② 高齢者・障がい者のスポーツ空間の確保の必要性

計画地周辺 10km圏内では、都立公園 15 箇所が分布しており、それぞれに個性や機能を持たせ、役割分担が図られていますが、このうち高齢者や障がい者を対象としたスポーツ空間を確保している都立公園は、現在存在していません。

また高齢者や障がい者のスポーツ空間は、現在都内では2箇所となっており、特に計画地近隣にある多摩障害者スポーツセンターでは屋内運動施設があるのみで屋外運動施設は存在していません。

「東京都における障害者スポーツに関する実態調査」(平成24年3月)によれば、障がいのある人のうち約3人に1人は、今まで運動やスポーツをしたことがないものの、そのうちの約3割は、条件が整ったり、機会があればスポーツ・運動をしたいという意向を有しています。

こうした状況がある中、平成23年8月のスポーツ基本法改正により障がい者スポーツが明確に位置付けられ、東京都は「東京都障害者スポーツ振興計画」(平成24年3月)、「東京都スポーツ推進計画」(平成25年3月)において、障がい者スポーツの認知向上、障がい者スポーツの場の開拓等を進めることとしています。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障がい者スポーツへの関心の高まりが想定されます。その一方で、狛江市及び周辺地域では障がい者の競技や日常生活における身体活動の場が不足しています。

計画地においては既存のスポーツ施設や公園があり、鉄道駅からも近く、地形も平坦であることを鑑みると、ユニバーサルデザイン機能を有するスポーツ・レクリエーション空間を整備することができる可能性が非常に高いといえます。

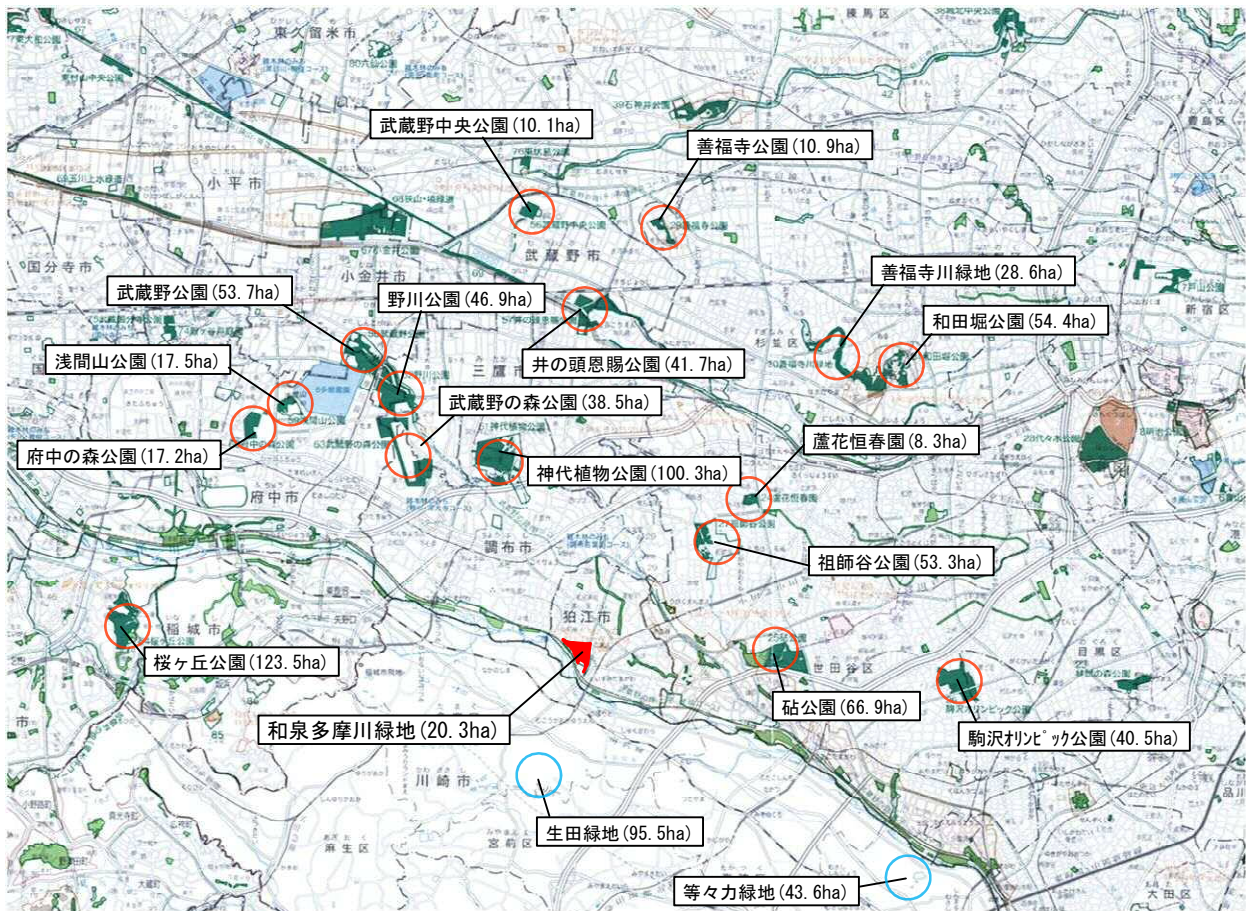
以上のことから、計画地内に障がい者・高齢者のスポーツ・レクリエーション空間のある都立公園を誘致します。

② 周辺公園・緑地の連携強化による都民サービスの充実

和泉多摩川緑地周辺の都立公園としては、武蔵野の森公園(直線距離およそ6km)・神代植物公園(直線距離およそ5km)・祖師谷公園(直線距離およそ4km)・砧公園(直線距離およそ5km)が存在します。

各公園とも、和泉多摩川緑地からの距離は、和泉多摩川緑地を中心として、4方向にほぼ5km圏内にあることから、都立公園誘致により4つの公園との平均的な機能の補完が可能になります。

さらに、和泉多摩川緑地は、神奈川県との行政境に近接していることから、和泉多摩川緑地を基点として、川崎市の生田緑地や等々力緑地等との連携を強化することも可能となり、多様な交流ができるスポーツ・レクリエーション機能における公園間の補完により都民サービスを大きく充実させることが可能となります。



③ 関係機関の連携による共通目的に向けた公共用地の有効活用の検討

和泉多摩川緑地内の公共用地は公有地が 22%、市有地が 14%、防衛省共済組合所有地が 10%、道路等が 15%で、合計すると全体の 61%が公共用地となっています。

しかしながら、統一した目標による土地利用を行っていないため、施設の重複や公園機能のみならず都市計画上の用途規制に適合しない土地利用を建築基準法第 43 条の許可申請による一時的な対応で許可を受け、建築された建築物も存在する等、統一された土地利用計画に沿うものとなっていません。

今後は緑地内の将来都市像を示した本構想に基づき、各公共用地の管理を所掌する関係機関が目的を共有でき、より適切な公共用地の有効活用の推進が可能となっていきます。

また、和泉多摩川緑地の範囲を超えた区域においても、既に整備が進められてきた都市公園が存在することから、都市計画変更による区域面積増による土地利用の一体化を検討します。

4 都市住環境とレクリエーション機能の調和の推進

狛江市では、平成24年4月1日より、多摩川河川敷環境保全区域でバーベキュー等及び花火を禁止しています。それまで住環境とレクリエーション空間が接近し、その間に緩衝機能が存在しないことから騒音等の苦情が絶えませんでした。本来、多摩川河川敷は、東京の貴重なオープンスペースであり、原則として誰もがスポーツ・レクリエーション等により使用できることが理想です。

そのような経過を踏まえ、良好な住環境を維持する一方、レクリエーション資源として多摩川の有効活用を推進するには、その間に緩衝機能が存在することが有効と考えます。和泉多摩川緑地へ都立公園を誘致することにより、都市住環境とレクリエーション空間との間に緩衝空間を設置することにより両空間の調和が可能となり、良好なまちづくりを推進するとともに東京の環境資源を有効活用することができます。



平成27年7月1日現在

● 多摩川の景観軸の拠点形成と環境保全機能の向上

現状・課題

【景観】

景観機能の牽引による
沿川自治体の一体的な取組み

多摩川沿川には景観機能を一体的に牽引する都立公園が存在しない。

公園機能の役割分担を
把握した共通目標による
都市緑化の安定性

都市基幹公園を中心に地域に密着した住区基幹公園との連携により、公園緑地を中心とした景観・環境整備が必要である。

【環境】

多摩川の生物環境等の
環境保全を牽引する
公園の必要性

多摩川沿川には環境保全を総合的に牽引する都立公園がない。

レクリエーション利用の
制限の緩和と
オープンスペースの活用

現状環境保全のため、バーベキュー等や花火のレクリエーション利用を制限しているが、多摩川は貴重な東京のオープンスペースであり、都市環境の保全に積極的に活用する必要がある。



周辺区域の特性を活かした都立公園の誘致

【景観】

一級河川である多摩川沿いの景観
等を総合的に牽引する都立公園

多摩川サイクリングロードを活用する等多摩川沿川の連続する良好な景観機能を牽引する都立公園の整備が可能である。

立体都市公園制度による
水源の歴史遺産を活用した
拠点づくり

公有地について立体都市公園制度を利用し、多摩川を水源としていた歴史的経緯を踏まえ、周辺の地域に密着した住区基幹公園との連携により景観に寄与する緑の骨格づくりが可能である。

【環境】

生物多様性時代等を
見据えた地域と一体化する
総合環境公園への展開

多摩川中流域の地域特性を活かし上流から下流への生物多様性等の環境の変化に対応した総合的な環境に配慮した総合公園の整備が可能である。

貴重なオープンスペースで
ある多摩川からの
都市環境保全の推進

貴重なオープンスペースである多摩川と連携した都立公園の誘致により、環境保全の面で効果のある整備が可能である。



都立公園として整備する意義

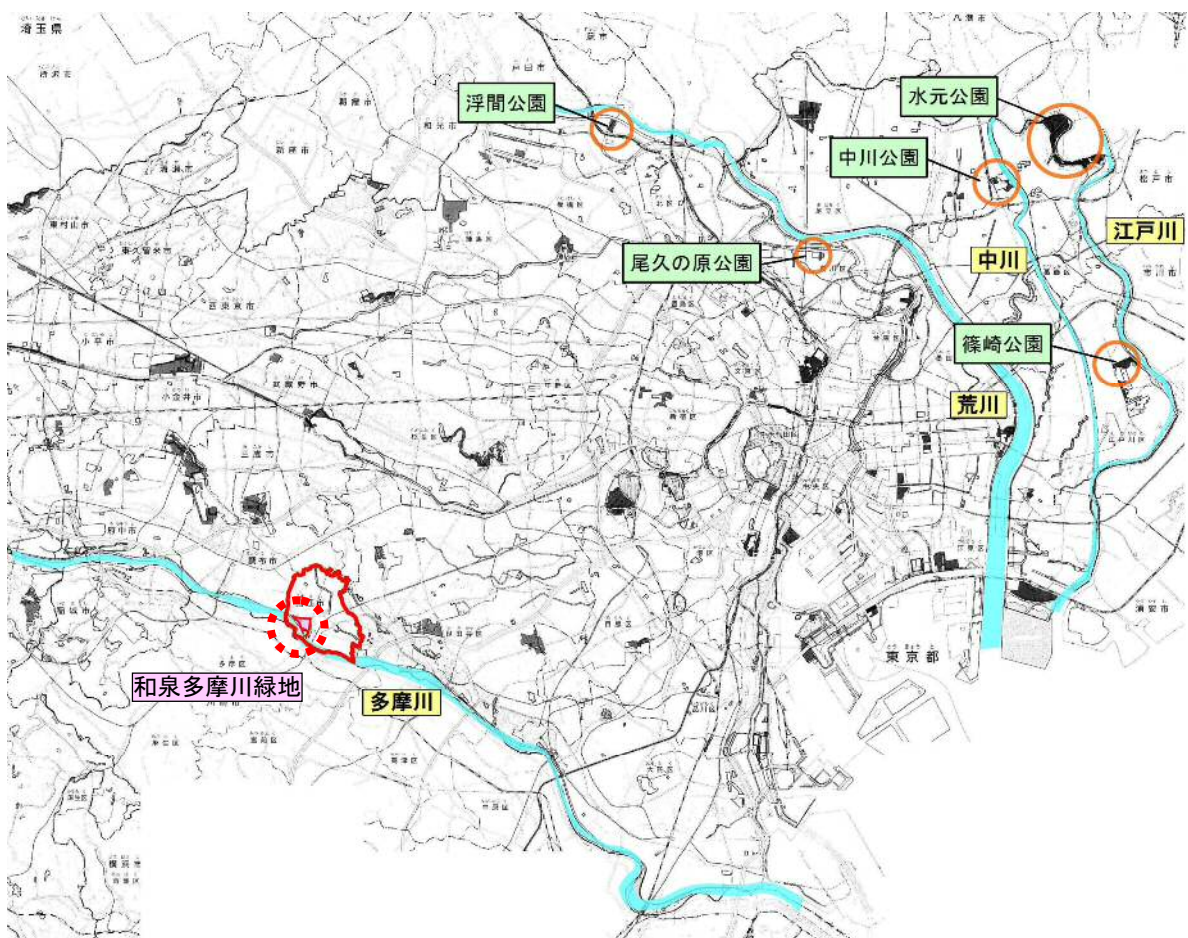
貴重なオープンスペースである多摩川の中流にある和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することにより、多摩川沿川の景観・環境機能やレクリエーション機能を総合的に牽引する緑の骨格づくりを図ることが可能となり、沿川の地域資源を活かし、自治体間の連携を強化し、広く都民の景観・環境意識の啓発や活動のサポートに寄与する環境整備が可能となる。

1 一級河川である多摩川沿いの景観等を総合的に牽引する都立公園

東京都においては、江戸川沿いや中川沿い、荒川沿い等、大規模河川に隣接して都立公園を整備し公園に親水機能を確保している例が数多く見られます。

多摩川は東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県都県境を流れる一級河川で、河川敷や水面を含め多くの利用が行われてきましたが、隣接する大規模な公園や親水機能を提供する公園がない状況となっています。その中で、和泉多摩川緑地は唯一、河川に隣接した大規模公園として親水機能を提供できる存在です。

■大規模河川（国管理の一級河川）に隣接する都立公園



また、多摩川は沿川において都市化が進行する中で、河川敷の有効利用や自然環境の保全が行われながら現在に至っており、今後も都市における貴重なオープンスペースや景観の軸を形成する緑として重要な役割を担っています。

このため、多摩川の有する自然環境や生態系、川にまつわる歴史や文化を含めた総合的な景観や環境、地域の風土などを将来に渡って継承していく必要があります。

② 立体都市公園制度による水源の歴史遺産を活用した拠点づくり

計画地内においては、旧日本水道株式会社が多摩川の伏流水と六郷用水を水源に世田谷・駒沢両町に給水していたという歴史的経緯を踏まえ、現在東京都水道局の資材置場となっているエリアについても立体都市公園制度を活用することで、既存機能と新たな公園機能との共存を図り、一体的な公園空間を確保することが可能です。

■立体都市公園制度のイメージ



国土交通省資料をもとに作成

③ 生物多様性時代等を見据えた地域と一体化する総合環境公園への展開

多摩川は、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリングの一部であり、和泉多摩川緑地を整備することにより、景観軸となる都市の骨格形成、多摩川と一体となった広域的な生態的ネットワークの強化を図ることができます。

また、和泉多摩川緑地は多摩川中流域における親水教育の拠点としても高いポテンシャルを有しています。狛江水辺の楽校が開催される多摩川河川敷と一体となった環境教育の拠点やレクリエーションの場として整備することで、地域イベントをはじめとする地域住民との様々な協働による利活用を進めることが可能であり、維持管理活動への地域住民の参加も期待できます。

地域の歴史や自然を継承しながら、地域住民を含めた多様な主体との協働による持続可能なマネジメントを踏まえた、多摩川中流域の顔となる都立公園として和泉多摩川緑地を整備することで、多摩川が有するポテンシャルをさらに高めることができます。そのことによって初めて、新しい時代の都立公園の嚆矢となることができます。

■環境軸のイメージ



「環境軸ガイドライン～みどり豊かな都市空間のネットワーク」より

4 貴重なオープンスペースである多摩川からの都市環境保全の推進

生物多様性を保全するため、広域的な生態的ネットワークを構築していくことは、貴重な自然を活かした都市環境の保全にも貢献します。

多摩川のような河川は、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」の機能を担っており、多摩川を軸として広がりのあるみどりやオープンスペース（環境軸）を形成していくことが、その機能を高めるために重要です。

現状の多摩川（幅 400m）と和泉多摩川緑地（幅 200m）を合わせた計 600m の緑地帯は、気温を低減させるクールスポットであるとともに、多摩川から市街地に向けて冷涼な空気を送り込む入り口として機能することが期待されます。また、ヒートアイランド現象が緩和されれば、冷房の使用によるエネルギー消費が削減され省エネルギーが進むとともに、和泉多摩川緑地で育つ樹木が温室効果ガスを吸収する役割を担うなど、地球温暖化の抑制にも貢献できます。

このように和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することで、ヒートアイランド現象の緩和にも資する水と緑のネットワークの強化を図ることができると考えています。

(3) 災害時の意義

● 首都直下地震等に備える広域防災機能の確保

現状・課題

多摩川を基点とした自治体間の連携	災害時の高齢者・障がい者の歩行限界を2 kmとして想定し、多摩川沿川の上流から下流の自治体が連携した災害時の対応拠点の検討が必要である。
都市インフラの災害時のバックアップ	周辺区域の多くの都市インフラが多摩水道橋に一極集中しているためその緩和が必要である。
多摩水道橋から上下流に架かる橋梁までの距離が遠い状況への対応	橋梁間隔が多摩水道橋を基点に上流の多摩川原橋まで4.8 km、下流の新二子橋まで5.0 kmと、多摩川中流域の平均橋梁間隔の2.2 kmを大きく超過しているため、災害時には多くの通過者の集中が想定される。
隣接県との連携の強化	緊急河川敷道路の活用や空路を活用した神奈川県からの救援活動やライフラインの復旧活動を受援する広域受援機能の強化が必要である。
浸水被害の軽減に向けた防災機能の強化	概ね200年に1度起こる程度の大雨で多摩川がはん濫すると浸水が想定される区域であり、被害軽減に向けた防災機能の強化が必要である。

周辺区域の特性を活かした都立公園の誘致

多摩川の上流から下流までをつなぐ防災連携の拠点	多摩川の中流域に位置しこれから緊急河川敷道路の整備が予定されていることから、上流から下流の防災連携の中間拠点としての利用が可能である。
ライフライン・都市インフラの復旧・復興活動の拠点	公園整備を行うことにより、ライフラインの復旧・復興活動の拠点となることが可能となり、多くの都市インフラが集中している地域特性を活かし、都市インフラの復旧・復興の拠点となりうる。
橋詰空間を活かした帰宅支援機能	橋梁のボトルネックを補完する橋詰機能を最大限に活かして帰宅困難者や出社困難者を支援することが可能である。
都県境をつなぐ広域受援機能拠点	神奈川県に隣接し、都県境を南北・東西に鉄道及び道路によりつながっていることから、広域受援の防災機能拠点として利用が可能となる。
河川堤防と一体となった公園整備の推進	河川堤防と一体となった公園整備を行うことにより、堤防の機能強化を図ることができると同時に、公園と水辺に連続性のある良好な環境が創出される。

都立公園として整備する意義

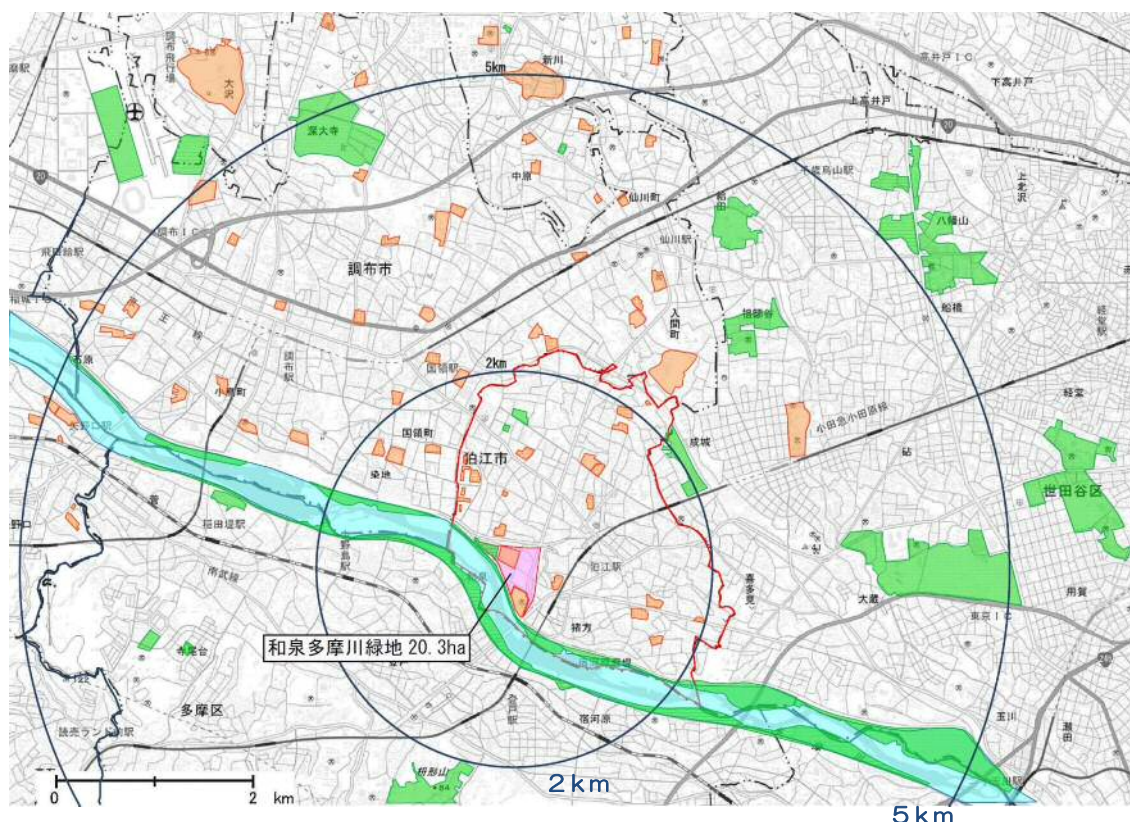
重要な都市インフラが集中する多摩水道橋の橋詰に位置する和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することにより、災害時のライフラインの復旧・復興活動の拠点や帰宅支援機能を果たすことが可能となり、また都県をまたぎ、神奈川県から都心部への広域受援機能を付加し、広く都民の首都直下地震等の災害対策の強化に寄与する災害時にも安心安全な機能の確保が可能となる。さらに、堤防と一体となった公園を整備することで、堤防機能が強化され、当該地区における浸水被害の発生リスク低減に資することが期待される。加えて、豪雨時には公園が雨水を一時貯留する遊水地として機能し、公園周辺の水害リスク低減に資する可能性がある。

1 多摩川の上流から下流までをつなぐ防災連携の拠点

① 広域避難機能

狛江市周辺の都立公園からの誘致距離を2 kmとすると、狛江市及び調布市の一部で避難困難地域が生じることとなります。避難場所として指定されていた都立狛江高校がほとんど高校関係者のみの避難場所となった平成23年3月11日の東日本大震災時の経験を踏まえ、広域避難機能を持つ都立公園を誘致します。

■ 狛江市周辺の広域避難場所（避難場所）位置図



② 自治体連携機能強化

多摩川沿川には、緊急河川敷道路、土手など上流から下流を繋ぐ多くの機能が存在します。その個別の機能を連携させ東京の安定的な総合防災力に発展させるため、中間地点である和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することにより、豊富な機能と東京の上流から下流までの区市町村及び隣接県の自治体と連携の相乗効果により、東京の安定的な総合防災力の強化に繋げることが可能となります。

2 ライフライン・都市インフラの復旧・復興活動の拠点

和泉多摩川緑地の都市計画区域内には、東京都水道局の資材置場が存在し、災害時にはライフラインの復旧・復興活動の拠点となることが可能です。また、和泉多摩川

緑地は、多くの都市インフラが集中している地域特性を活かし、都心部に向けた復旧・復興活動の拠点となることが可能です。

3 橋詰空間を活かした帰宅支援機能

① 帰宅支援機能

帰宅想定ルートとしては、世田谷町田線ルート（下り）、世田谷町田線ルート（上り）、多摩川遡上ルートの3つが考えられます。

【具体的な帰宅支援対象想定エリア】

下り（都心→神奈川方面）	川崎市多摩区・麻生区、町田市、調布市、稲城市、多摩市、横浜市青葉区・緑区、相模原市中央区・南区、座間市
上り（神奈川・町田方面→狛江方面）	狛江市、世田谷区

こうした支援対象想定エリアを踏まえ、都内にとどまらず、都外も含めた具体的な帰宅支援機能の確保の検討が必要であり、計画地内はこの視点から重要な役割を果たす都立公園となると考えられます。

② 橋梁の機能補完

多摩水道橋を基点として、上流の多摩川原橋までの距離が4.8km、下流の新二子橋までの距離が5.0kmと多摩川中流域の平均橋梁間距離の2.2kmを大きく超過しているため、震災時の車輛や帰宅困難者の集中が想定されます。

多摩水道橋に近接している和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することにより、その弱点を補完することができ、周辺地域の防災機能の強化に大きく寄与することが期待できます。

4 都県境をつなぐ広域受援機能拠点

都区部等は、川崎市南部側の主要道により、ある程度アクセスが可能ですが、多摩部や都区部西側については、多摩川を渡る箇所が限られており、十分な物資輸送、救援ルートが確保しにくいケースが想定され、多摩川の前後がボトルネックとなる可能性が高いと言えます。

そこで当該地区については、被害の少ない神奈川県西部から都内、特に都心部に向けた広域的な救援活動やライフライン等の復旧活動が行われることを想定し、空路（例：横田、調布等の飛行場）を活用するためには多摩水道橋及び是政橋は重要な支援ルートとなると言え、計画地内に広域受援機能を持つ都立公園を誘致する必要があります。

5 河川堤防と一体となった公園整備の推進

和泉多摩川緑地地域の大部分は、狛江市洪水ハザードマップにおいて、概ね 200 年に 1 度起こる程度の大雨で多摩川がはん濫すると、1.0mから最大 5.0mの浸水被害が想定されています。

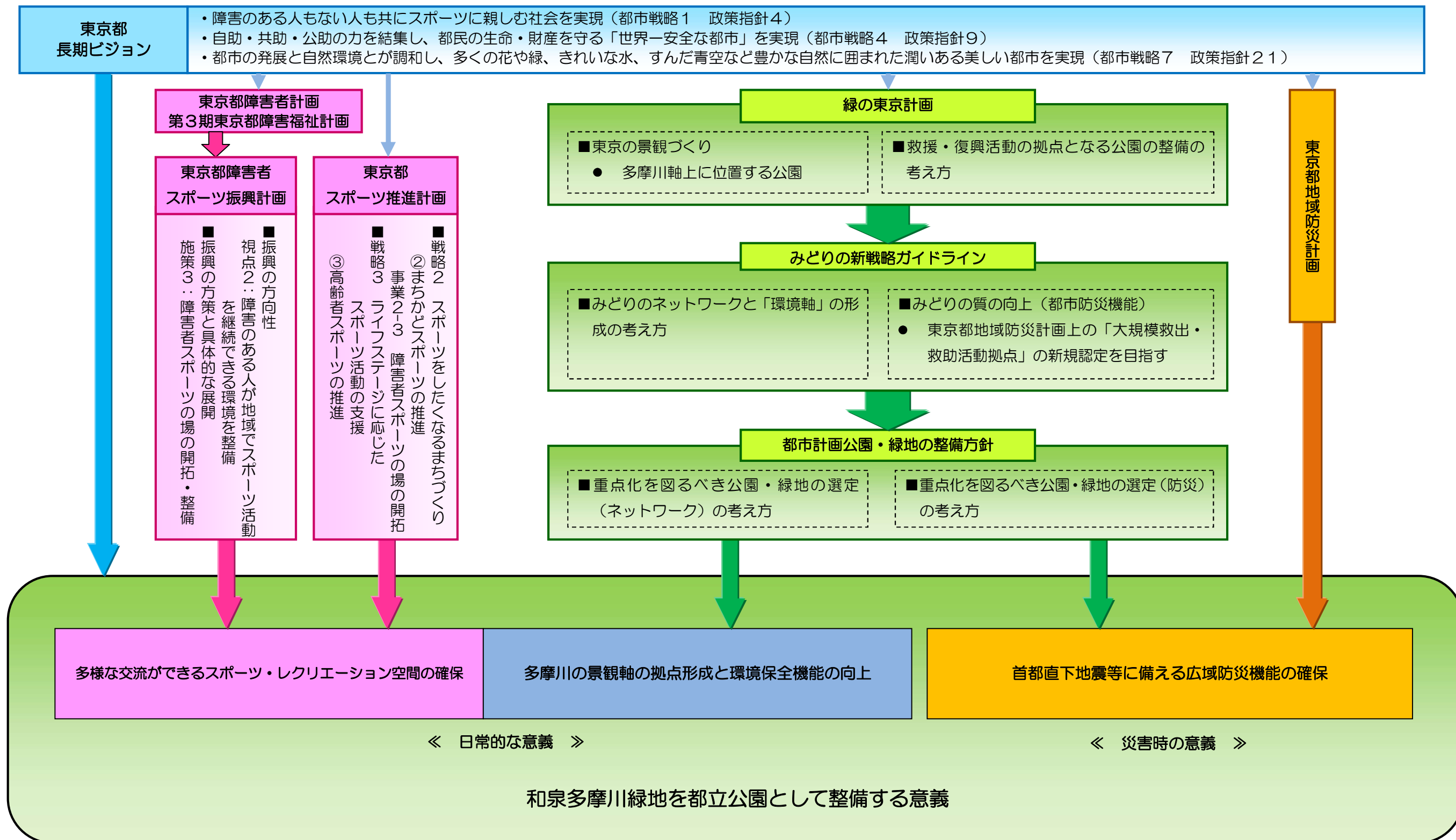
和泉多摩川緑地に都立公園を誘致し、堤防と一体となった公園を整備することで、和泉多摩川緑地に面した堤防の機能も強化され、浸水被害のリスク低減に寄与することが期待されます。さらに、堤防と公園を一体化することで、水辺と公園に連続性が生まれ、開放的で良好な景観が形成されるという効果も期待できます。

また、近年、都市化に伴って地表面の多くがコンクリート、アスファルトに被われ、保水・遊水機能が低下したことで、短時間の集中豪雨等が下水の処理能力を超えて地表にあふれて発生する都市型水害が問題になっています。公園を整備することで、公園が豪雨時に雨水を一時的に貯める遊水地として機能し、公園周辺の水害リスクを低減する可能性もあります。

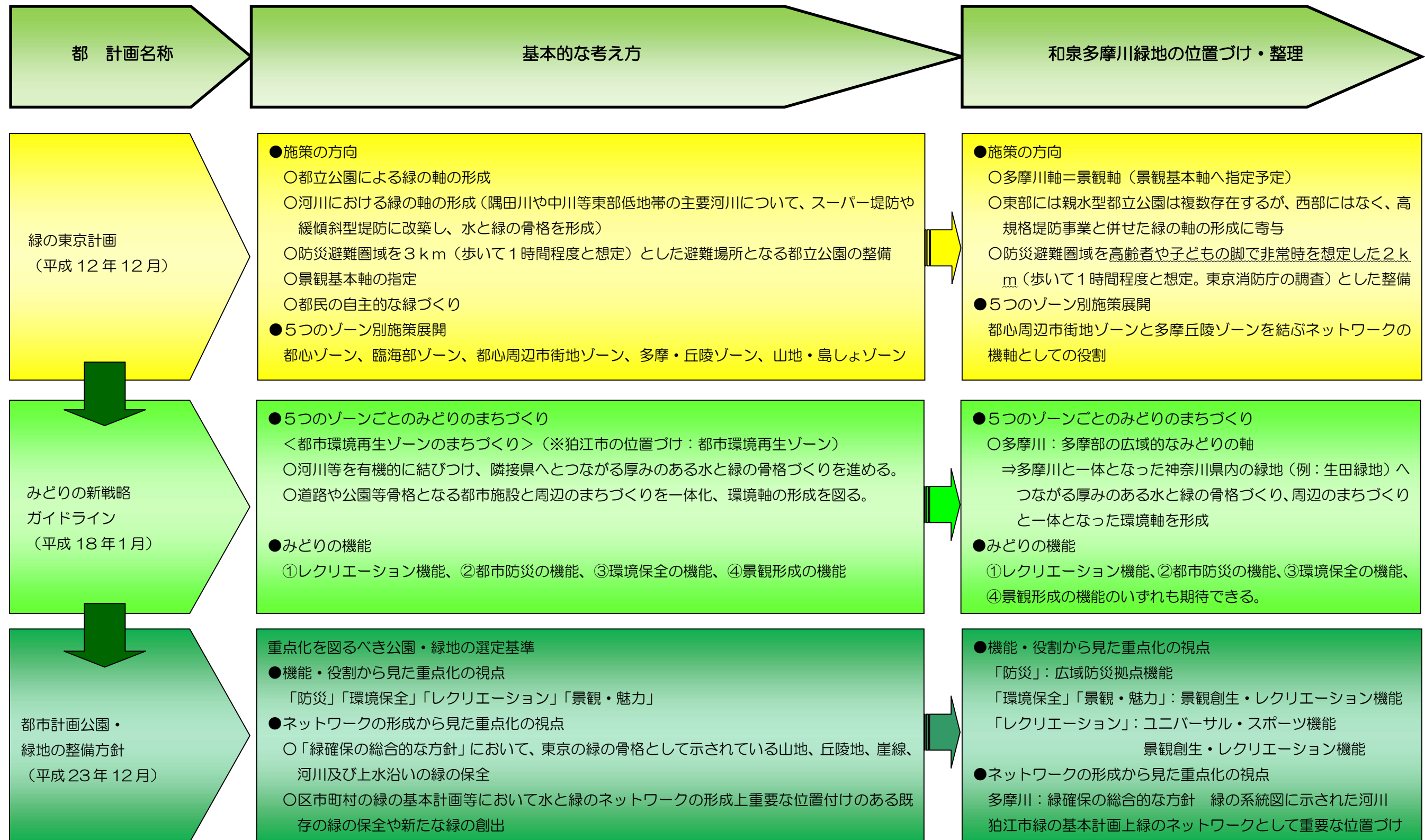
(4) 東京都の計画との関連

前述した和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義について、東京都の各計画との関連で整理すると、下記ようになります。

■東京都の各計画と都立公園として整備する意義の関係



■東京都の緑地に関する各計画と和泉多摩川緑地の位置づけの整理



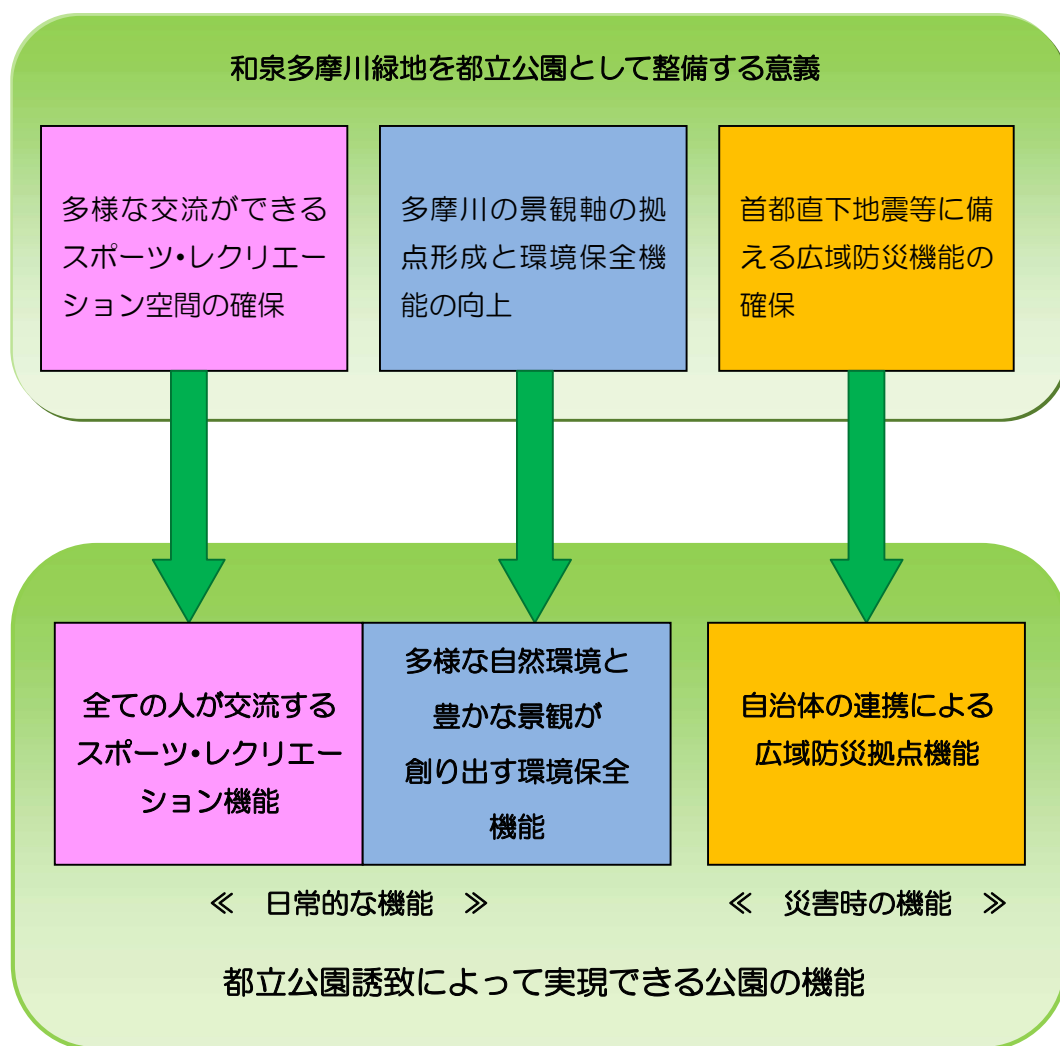
このように、東京都の各計画に照らしても、和泉多摩川緑地には都立公園誘致が適当であるといえます。重点化を図るべき公園・緑地への選定を検討していただき、優先整備の対象とする必要があります。

3 都立公園誘致によって実現できる公園の機能

(1) 和泉多摩川緑地に必要な公園の機能

和泉多摩川緑地に都立公園を誘致することで実現できる公園の機能として、委員会での議論をふまえ、和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義から以下の3つを提示します。

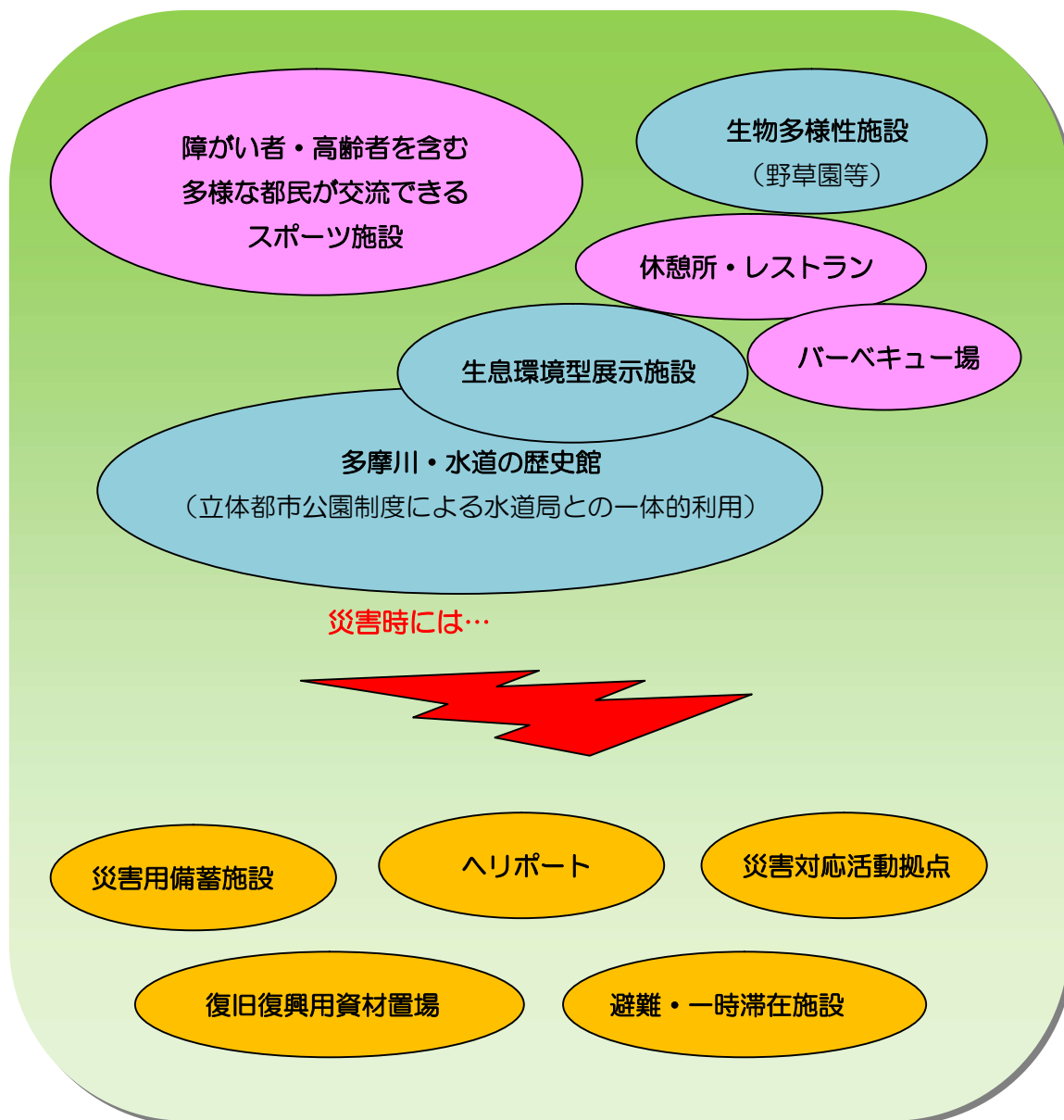
■都立公園として整備する意義と必要な機能



都立公園を誘致する3つの意義から導き出される和泉多摩川緑地に必要なものは、下図のとおりです。それぞれを先に示した各公園の機能ごとに色分けしています。

このように、和泉多摩川緑地に必要なものは東京都でなければ整備ができないものであり、和泉多摩川緑地への都立公園誘致を進めるべき要因の一つです。

■和泉多摩川緑地に必要なもの（例）



○：スポーツ・レクリエーション機能

○：環境保全機能

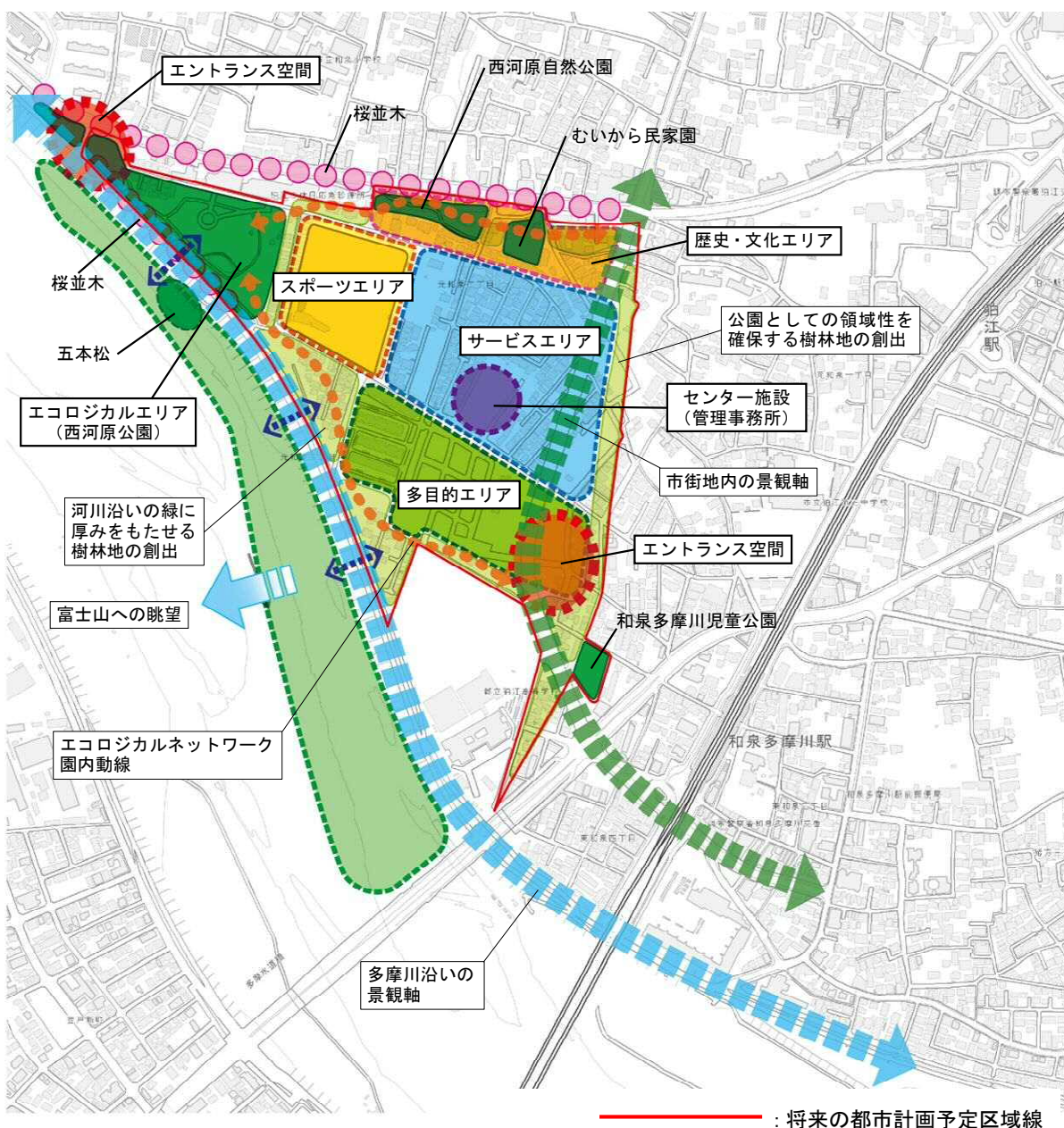
○：広域防災拠点機能

(2) 日常的な機能 ～スポーツ・レクリエーション機能、環境保全機能

和泉多摩川緑地の日常的な機能を、高齢者や障がい者を含めた全ての利用者を対象とした「スポーツ・レクリエーション機能」及び多摩川の景観軸の拠点形成と環境保全機能に資する「環境保全機能」とします。

平坦な地形であることや公園へのアクセス性などの好条件を活かし、高齢者・障がい者の健康増進及び子どもの体力増進のため気軽に利用できる地域のスポーツ・レクリエーション拠点を創出します。また、多摩川河川敷利用の支援機能を確保することで、多摩川と連携した水辺レクリエーション機能を確保します。

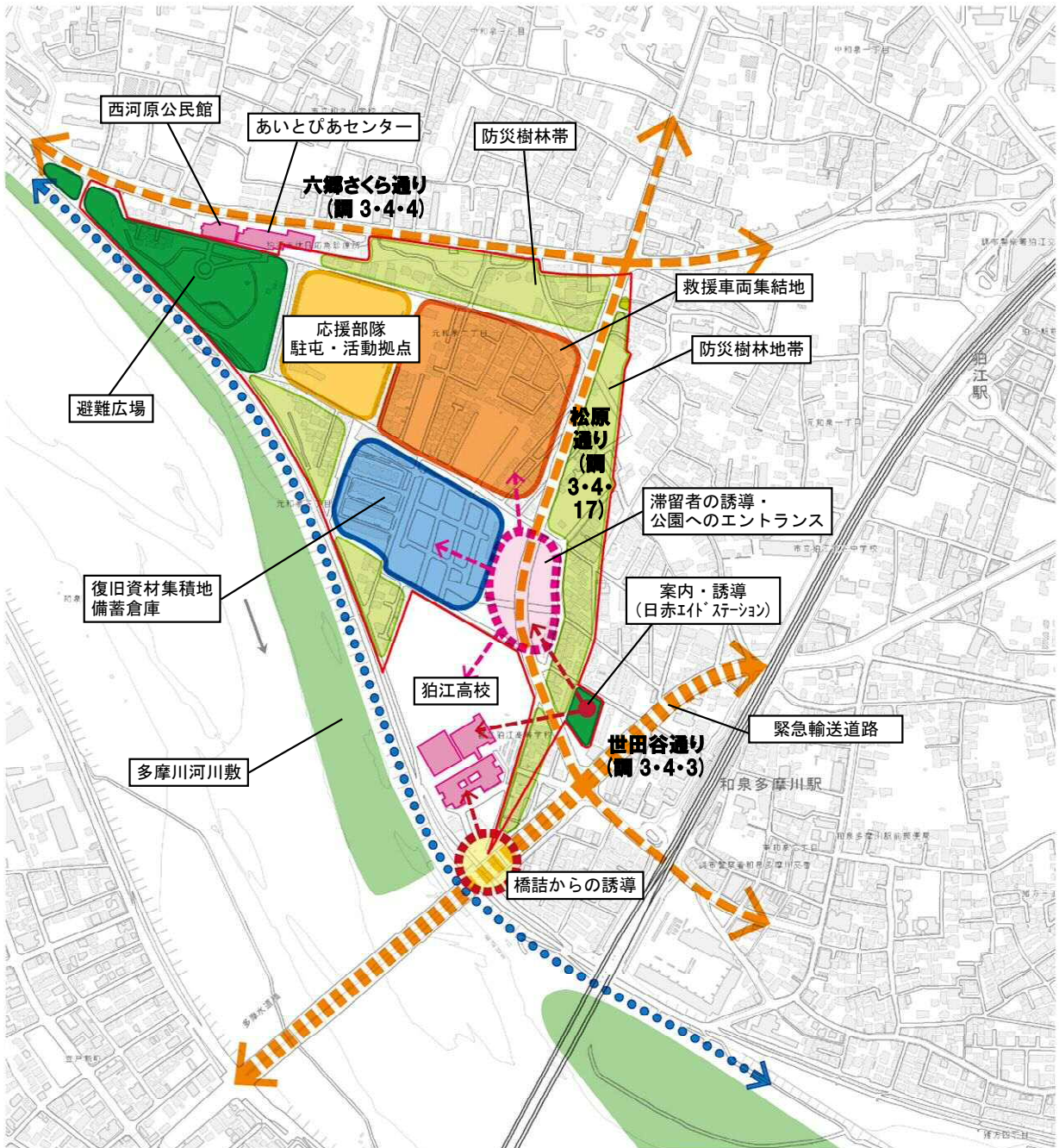
■日常的な機能図（一例）



(3) 災害時の機能 ～広域防災拠点機能

和泉多摩川緑地の災害時の機能を、橋詰の機能を持つ和泉多摩川緑地の高いポテンシャルを活かした「広域防災拠点機能」とし、東京都のパークマネジメントのフロントランナーとしての防災公園とします。

■災害時の機能図（一例）



— : 将来の都市計画予定区域線

4 都立公園整備の推進プログラム

和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義を踏まえ、新しい時代にふさわしい都立公園を誘致するために東京都と協議を進めます。また、和泉多摩川緑地の都市計画区域内には多くの住宅が存在するため、長期的な視点に立って、整備に必要な取組みを和泉多摩川緑地内の公有地を中心に推進し、個々の立場を尊重した丁寧な対応ができるよう東京都に提案します。

■段階別の推進イメージ

段階		主体	内容	
協議段階	第1段階 ↓	東京都 狛江市	【都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階】 狛江市が都立公園誘致に向けた協議を東京都と行い、公有地を中心として整備を推進するため、東京都が現状の市立公園等を含めできるだけ周辺の公有地を取り込む都市計画変更を行います。	
	第2段階 ↓	東京都	【公有地を中心に整備をする段階】 市有地や東京都及び防衛省が所有する土地を活用し、整備を進める段階とします。	※市が行うこと 公園へのアクセス確保のための道路等の付帯的な基盤整備を含む
整備段階	第3段階	東京都	【公園等を成形化するために検討を始める段階】 公有地を中心とした整備を踏まえた将来公園像の再確認を行いながら、必要な段階的整備を行い、公園機能の拡充を図ります。	区域周辺のまちづくりや市域全体の市立公園の適正な配置について、市は取組みを進めます。

(1) 第1段階

都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階

- 東京都と都立公園誘致の協議を行い、現在和泉多摩川緑地として都市計画決定されている区域の周辺にある市立公園等を都市計画区域に含め、都市計画公園として都市計画決定を行います。
 - ① 現在の和泉多摩川緑地の都市計画区域の周辺に位置する西河原自然公園、田中橋児童遊園、和泉多摩川児童公園、松林児童公園等の市立公園を含め、できるだけ周辺の公有地を取り込み、東京都により、都市計画緑地を廃止し、都市計画公園の決定を行う都市計画変更を行います。
 - ② 現在多摩川緑地として都市計画決定されている区域について、都立公園と河川敷の一体的利用を推進します。

■ 想定される事業スケジュール（一例）

段階	内容	目標年次				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
第1段階	都立公園誘致の協議					
	都市計画変更協議					
	整備の基本方針立案					

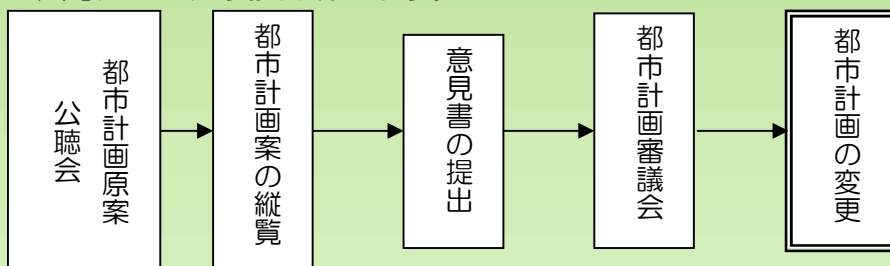
◆この段階で行う内容（イメージ）◆

- 都立公園誘致の協議

本構想により、狛江市が東京都に対し都立公園誘致の提案を行い、合わせて都市計画変更に必要な協議を行います。
- 東京都と狛江市の役割分担の決定

都市計画法第 23 条第6項に基づき、都市計画決定に必要な将来管理者の決定を行い、役割分担を明確にします。
- 都市計画変更協議

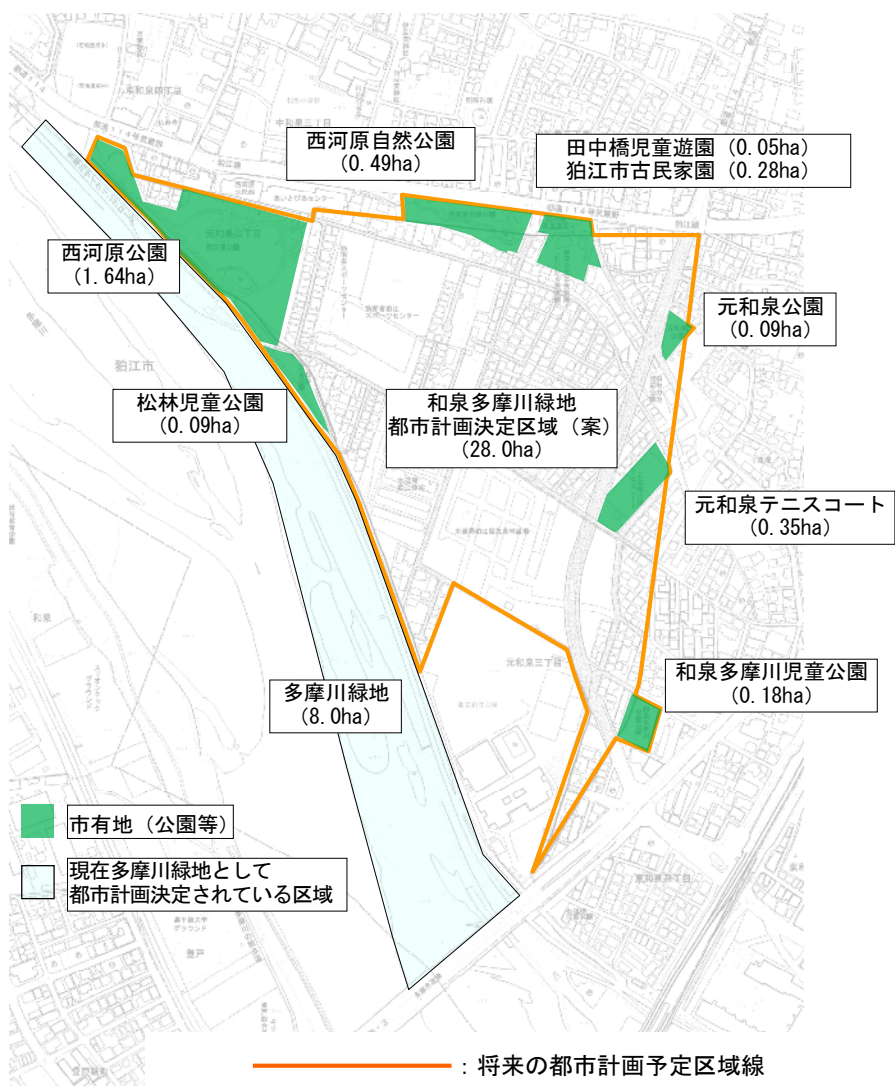
都市計画法第 16 条及び第 17 条の規定に基づき、下記のような手続きで都市計画区域の変更を行います。



➤ 整備の基本方針立案

和泉多摩川緑地内にどのように都立公園を整備していくか、将来的な利用イメージから施設の種類や配置を決め、今後の整備の進め方について、都民参加で全体的な方向性を策定します。

■ 都市計画変更（イメージ）



(2) 第2段階

公有地を中心に整備をする段階

- 「優先的に整備を目指す区域」として、東京都水道局、防衛省共済組合狛江スポーツセンター所有地及び周辺とします。
 - ① 都立公園として誘致する意義を踏まえ、公有地を中心に公園機能の確保の検討を行い、実現可能な計画を推進します。
 - ② 既存施設の活用に加えて、高齢者や障がい者を含めた全ての利用者に配慮したアクセスの容易性の確保や付帯施設等の整備とともに、ハンディキャップへの配慮がなされた運営体制を想定した仕組みづくりを検討します。

◆この段階で行う内容（イメージ）◆

➤ 整備計画立案

第1段階で立案した整備の基本方針に沿って、将来的な利用イメージから、市有地や東京都及び防衛省が所有する土地建物を活用して整備を行える部分（＝第2段階部分）について、具体的な整備の進め方を整理しながら、都民参加（例：ワークショップ、公聴会等の開催）で計画の立案を東京都に提案します。

➤ 事業認可取得

整備計画に基づき、都市計画事業の認可取得をします。

公有地を中心に事業認可取得に並行して詳細設計を行い、具体的に用地の取得を進めていき、第2段階部分の整備を行います。

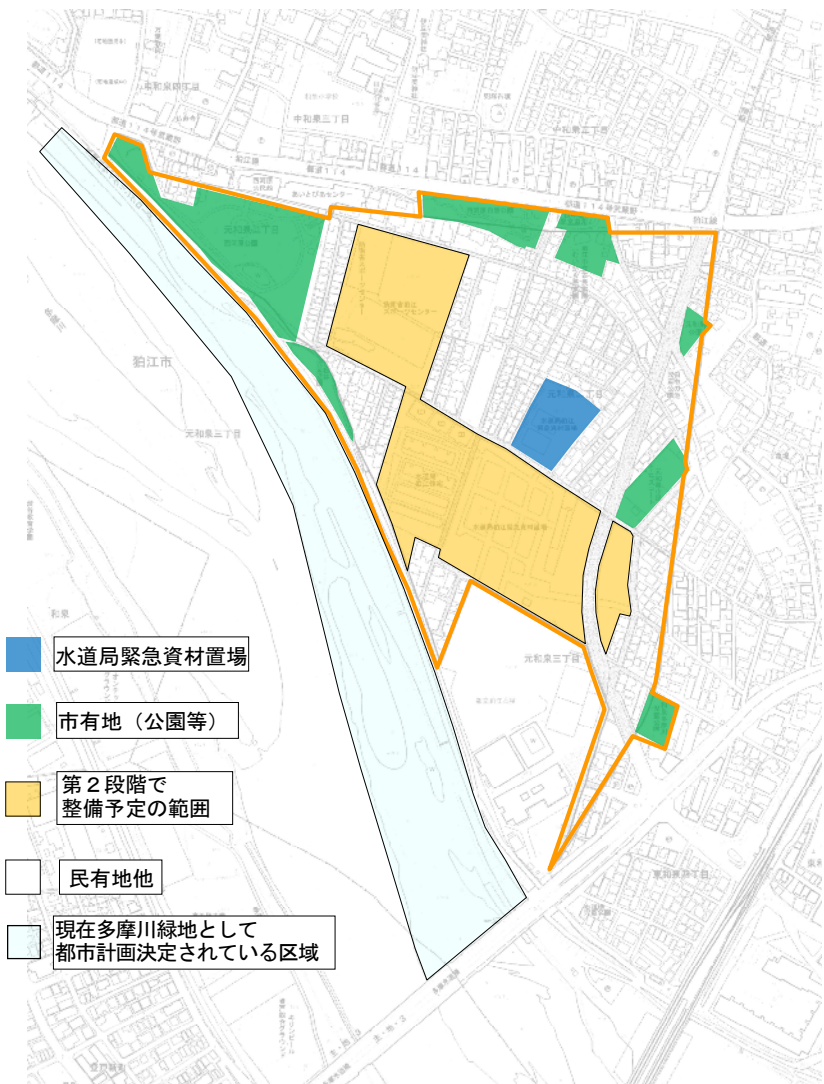
➤ 第2段階で整備予定の範囲

防衛省共済組合狛江スポーツセンター部分、東京都水道局狛江緊急資材置場部分、水道局狛江住宅部分周辺

➤ 整備想定面積

整備予定面積：約 5.7ha（水道局用地内の私有地 1 棟 約 0.13ha）

■第2段階整備エリア（案）



(3) 第3段階

公園等を成形化するために検討を始める段階

- 「長期的に開園を検討する区域」として、既設公園や公共施設等に接する区域から土地の整備を検討し、敷地を最大限活用できる可能性のある区域とします。また第2段階までの整備を踏まえ、より現実的な利用計画の検討を提案します。
 - ① 第2段階の整備の進捗を踏まえ、和泉多摩川緑地及び周辺のまちづくりの方向性について、地権者をはじめとする地域住民と検討を行います。
 - ② 周辺のまちづくりの方向性を明らかにし、特に公園へのアクセスの配慮や誘導の重点化・情報提供について、市及び道路管理者が行うとともに、コミュニティバスによる送迎バスの運行等についても検討を進めます。
 - ③ 開設までの取得済み用地については、都民参加による検討を行い、ニーズに応じた利用を検討します。

◆この段階で行う内容（イメージ）◆

➤ 周辺のまちづくりの検討

第2段階までの整備の進捗を踏まえ、第1段階で立案した整備の基本方針に沿って、将来的な利用イメージを見据えて、周辺のまちづくりの方向性について、考え方を整理しながら、都民参加（例：ワークショップ、公聴会等の開催）による検討を提案します。

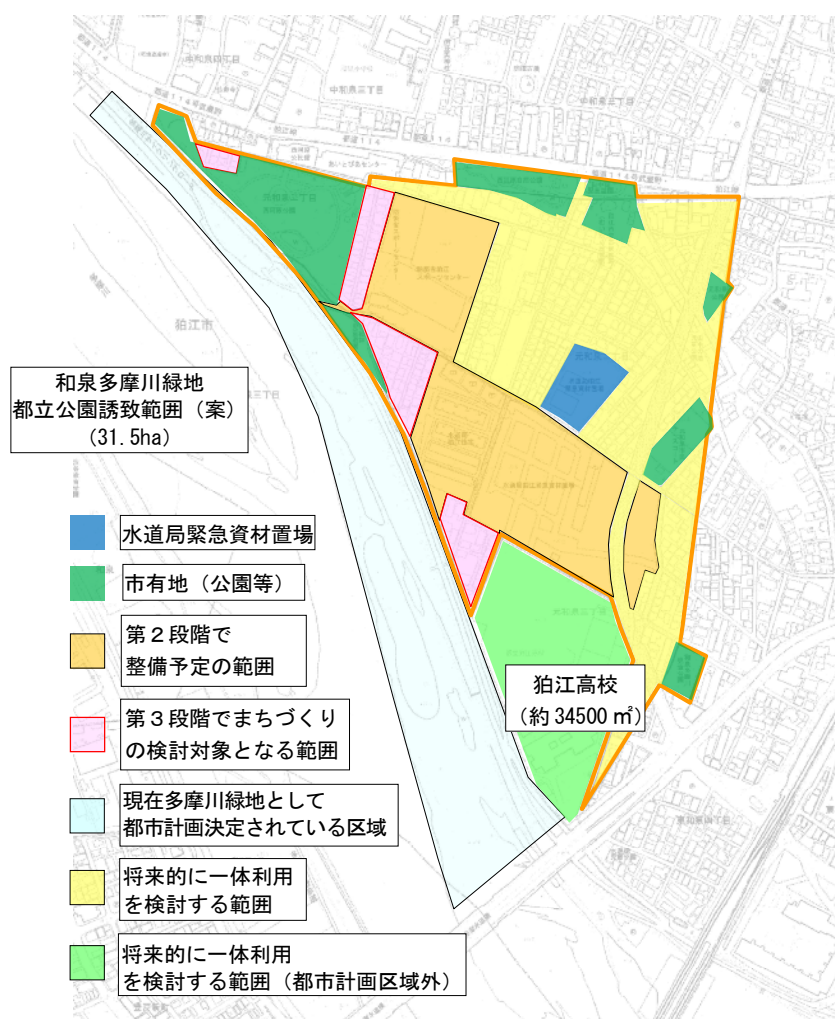
■第3段階整備エリア（案）



参考：将来的な利用形態

- 広域的な東京都における多摩川沿川の景観・環境保全やスポーツ・レクリエーションの機能を牽引する都立公園としての利用を推進するため、周辺のまちづくりの検討を進めます。
- ① 多摩川河川敷を活用した様々な活動の拠点や中継地点としてのニーズを踏まえ、狛江高校敷地を緑の准確保地としての緑化を進め、将来的には都立公園と一体的に利用する区域として公園区域の拡充を検討します。
- ② 第3段階の整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図ります。

■将来的な利用形態（案）



第3章 パークマネジメントによる新しい公園の管理と運営

かつて都立公園をはじめとする多くの公園では、行政主導により整備、管理が行われてきました。しかし、自然環境の減少、物の時代から心の時代へと変化する価値観、協働型社会形成への動き、経済情勢の変化など、公園を取り巻く状況が大きく変化し、公園が様々な課題に直面する中で、新たな動きが模索されるようになりました。

東京都においては、平成 15 年 6 月の東京都公園審議会答申「今後の都立公園の整備と管理のあり方」において、「行政的な整備と管理から、より良い公園緑地サービスを提供していくという経営的な発想である『パークマネジメント』へ転換すべき」との提言がなされ、従来の行政主導の公園管理から大きな方向転換が図られました。

「パークマネジメント」とは、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って整備、管理を進めていくものであり、誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価による継続的な改善を通じて、自立した経営による持続可能な管理運営を行うことです。

パークマネジメントを進めることで、新しい公園の魅力や可能性が発掘され、さらには魅力的なまちづくりにつながっていくことが期待できます。

和泉多摩川緑地内に誘致する都立公園についても、「パークマネジメントマスタープラン」（平成 27 年 3 月東京都建設局）に示された考え方に沿って、都民・NPO・企業と連携しながら、管理・運営を進めていく必要があります。

ここでは、本構想をパークマネジメントの考え方から導き出される公園づくりを意識した構想とすべく、パークマネジメントの3つの方針を示すとともに、和泉多摩川緑地を都立公園として整備する意義を踏まえ、パークマネジメントのプロジェクト事例や狛江市の地域の特性を活かしたプロジェクトを 53 ページに列記しました。持続可能な管理運営を目指し、狛江市が主体となって関係団体による連携を図っていきます。

■誘致する都立公園のパークマネジメントの考え方

和泉多摩川緑地内都立公園の持続可能な管理運営

※ プロジェクト（イメージ）のうち、既に実施しているものについては、下線を付けています。



第4章 資料編

1 和泉多摩川緑地の歴史的経緯

■調布都市計画緑地第2号和泉多摩川緑地 これまでの経緯

年月日	市の動き	東京都等の動き	市議会と市民の動き
S7.10		日本水道㈱が設置した浄水場 が給水開始	
S13.10		東京緑地計画の環状緑地帯計 画原案が示される。	
S17.4.30		国（内務省）により調布都市 計画緑地第2号和泉多摩川緑 地として都市計画決定 (23.14ha)	
S20.4		東京都が日本水道㈱を買収 (東京都に一元化)	
S41.7		防衛庁共済組合が狛江スポー ツセンターを開設	
S42.3.1	田中橋児童遊園開設		
S44.3		狛江浄水場廃止	
S45.5		水道局文書倉庫建設	
S46.11.1		市へ都市計画変更の協議要請	
S46.11.12	都へ都市計画変更の協議同意		
S47.1.14	都立狛江高校開設に伴い、区 域変更(20.3ha)		
S48.8.7	田中の池児童公園開設		
S49.10.14	和泉多摩川児童公園開設		
S50.3.28	西河原公園開設		
S53.9.19	東京都水道局狛江住宅 事業計画審査願受付		
S54.7.5	東京都水道局狛江住宅 事業計画審査願受付		
S63.12.13	東京都水道局狛江住宅 事業計画審査願受付		
H元.4.15	西河原自然公園開設		
H2.3.28		狛江住宅公園用地 568 m ² を ふれあい広場内に無償使用許 可による確保	
H2.4.1~ H19.7.31	ふれあい広場開設		
H4.9.22		水道局より都市計画の変更要 望があった。(内容：テニスコ ート、野球場、多目的運動場、 都市計画の変更。)	

年月日	市の動き	東京都等の動き	市議会と市民の動き
H7.3.31	市長による都立公園化の口頭要請（～平成 12 年）		
H7.8.2		青島知事が協議の中で都立公園化を示唆	
H7.10.24	和泉多摩川緑地基本構想策定業務委託契約		
H8.3.28	和泉多摩川緑地基本構想策定		
H13.9.19			「運動公園化（水道局用地）」の実現に向けての陳情が市議会で採択される。
H14～			和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会 設立
H14.6.24			市議会が東京都知事あてに和泉多摩川緑地の都立公園化を求める意見書を提出
H14.7.23			和泉多摩川緑地都立公園化促進協議会が 10,025 名の署名を集め要望書を都知事に提出
H15.3	狛江市まちづくり総合プラン策定（6 月～）水道局跡地購入を検討		
H17.2.1	水道局跡地購入を断念		
H18.6.1			テーマ型地区まちづくり協議会「和泉多摩川緑地の都立公園化を目指す諸活動」の提案
H19.7.31		水道局用地一部返還に伴う協議の継続について都同意	
H20.10.27	水道局狛江緊急資材置場開発等事業届出受付		
H21.4.19			第 1 回防災ワークショップ実施
H21.7.25			第 2 回防災ワークショップ実施
H21.11.8			第 3 回防災ワークショップ実施
H22.3	地域防災計画修正		
H22.8			せたまちプロジェクト「第 1 回ワークショップ」開催
H22.10			せたまちプロジェクト「第 2 回ワークショップ」「第 3 回ワークショップ」開催
H23.12		都市計画公園・緑地の整備方針改定	
H24.3	都市計画マスタープラン改定		

年月日	市の動き	東京都等の動き	市議会と市民の動き
H24.7～	高橋市長 就任 就任直後より、知事本局長、財務局長、総務局長、建設局長、都市整備局長、水道局長及び自民党、民主党、公明党幹事長並びに政調会長に対し協力要請を実施し、協力いただける回答を得る。		
H24.12.1	調布都市計画道路3・4・17号線開通		
H25.3	後期基本計画を策定 緑の基本計画改定		
H25.8.29	都知事へ要請書提出		
H26.3	地域防災計画修正		
H26.10.20		水道局用地一部返還に伴う都協議再開	
H26.12		東京都長期ビジョン策定	
H27.4.24		水道局用地の返還に伴う公園用地の取扱い（協議）	

2 現状と分析

(1) 立地条件

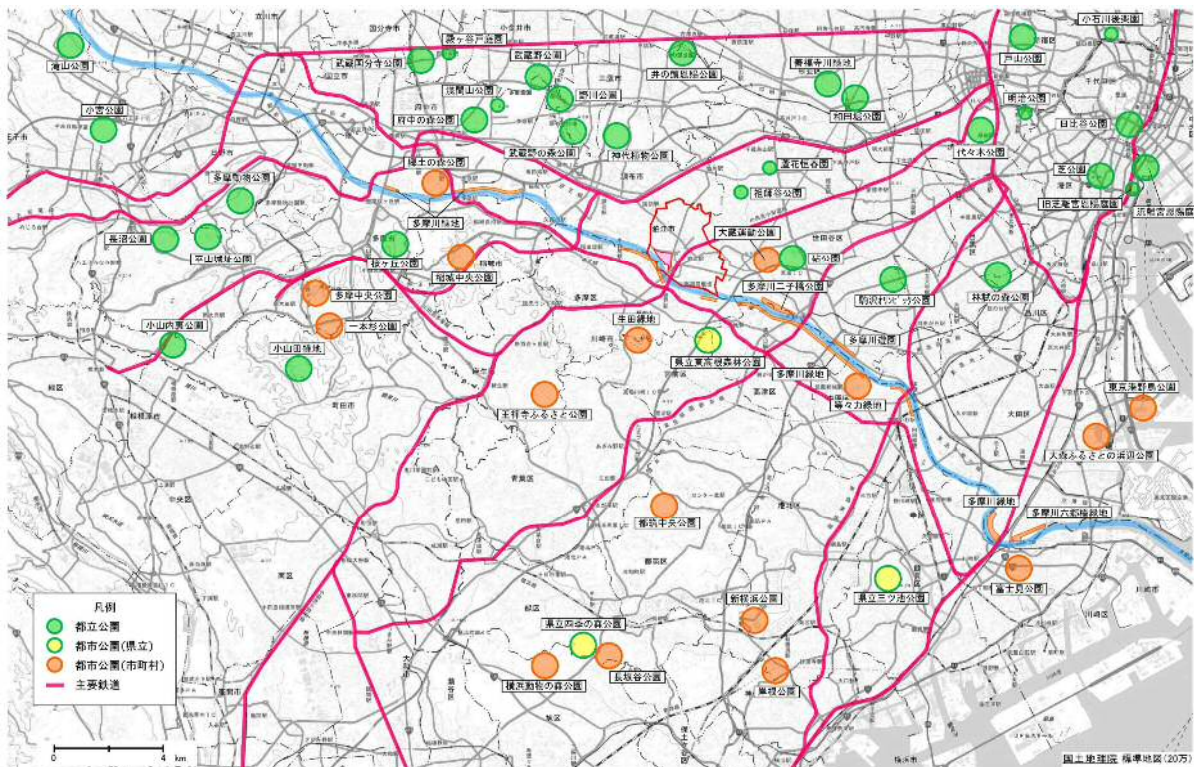
狛江市は、多摩丘陵の南東端に位置し、新宿から電車で約 20 分と交通の利便性が高く、市としては、全国で 2 番目に小さい面積ながら、多くの人々が住む「住宅都市」として発展しています。

地形はほぼ平坦で緩やかに多摩川に向かって傾斜しており、多摩川・野川や農地、樹林地などが見られ、自然環境に恵まれています。

狛江市は良好な環境に加え、市内を通る鉄道（小田急線）や周辺道路整備に伴うバスなどの交通機関の発達により都心とのアクセスの利便性も高かったことから、高度成長期までに急速に宅地化が進んできました。特に小田急線は、神奈川県及び多摩ニュータウン方面と都心部を結ぶ路線であり、通勤や観光など多くの利用客があります。喜多見から和泉多摩川までの間においては平成 9 年に複々線化が完了し、計画地の最寄り駅である和泉多摩川駅では駅前広場も再整備され、利便性が向上しています。

市内の都市計画道路については、平成 13 年以降、「調 3・4・17（松原通り）」の一部区間や「調 3・4・3（世田谷通り）」などの整備が完了するなど、中軸となる路線の整備が一定程度進捗を見せています。

■ 狛江市周辺の公園分布及び交通網

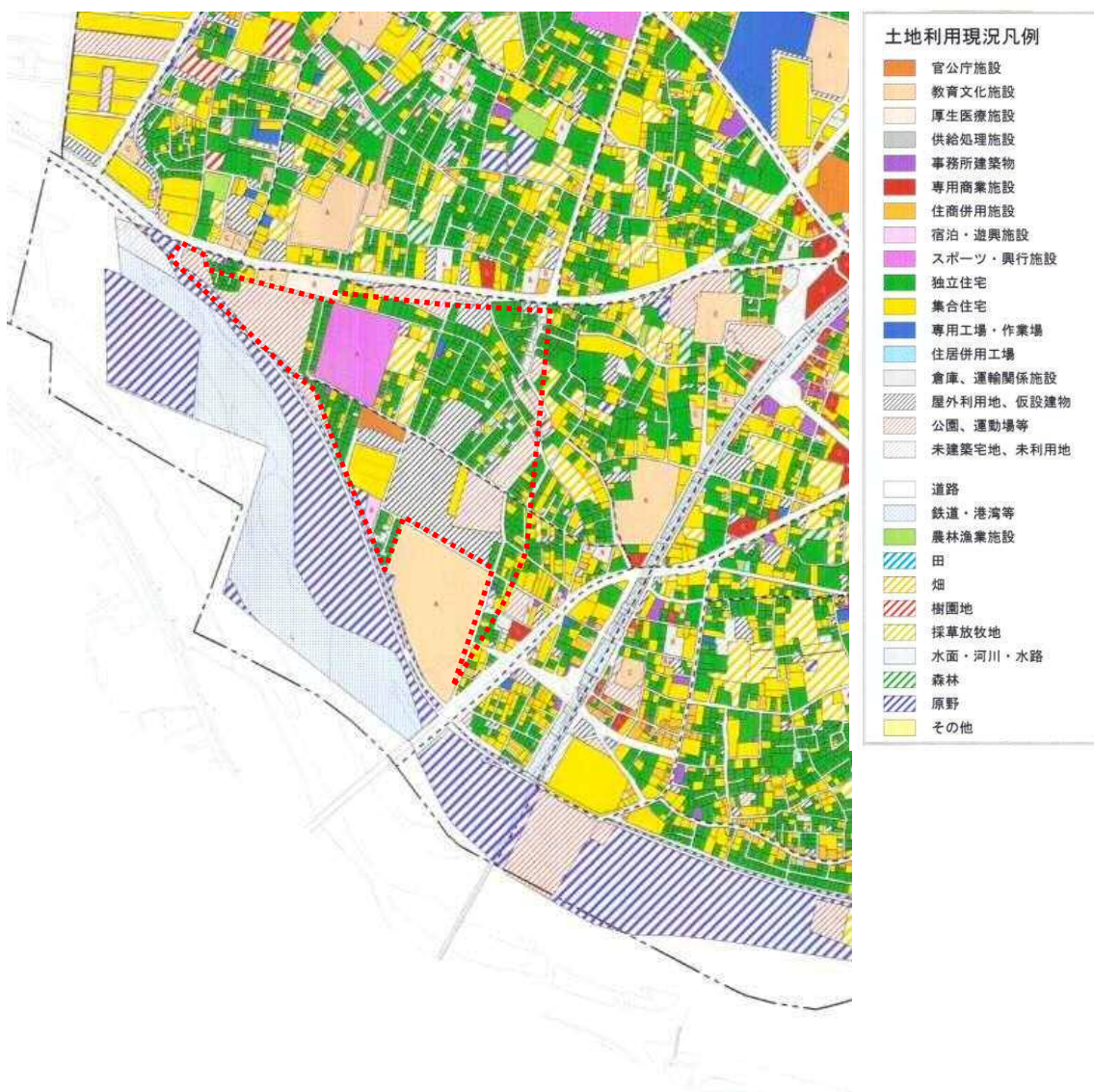


(2) 土地利用

和泉多摩川緑地計画地は、多摩川に隣接しており、計画地内には住宅地や公園、資材置場、スポーツ施設等の面積規模の大きな敷地が混在しています。また、計画地周辺は主に住宅地となっています。

和泉多摩川緑地に都立公園を誘致するためには、計画地内の現状の土地利用を踏まえた段階的な整備が必要です。

■和泉多摩川緑地計画地の土地利用



(3) 環境特性

和泉多摩川緑地の位置する多摩川流域は、上流域の関東山地及び丘陵地、中下流部の台地及び低地に区分され、狛江市を含む中下流部には稠密^{ちゆうみつ}な市街地が連坦しています。高密度に市街化した沿川地域にあって、多摩川は豊かな自然環境を有しており、魚類や水生生物、水鳥、ヨシ等の抽水植物をはじめとした様々な生物の生育生息の場となっています。和泉多摩川緑地からやや下流の狛江水辺の楽校開催地周辺で平成26年度に実施した市民主体による生物調査では、夏季調査時に昆虫類、鳥類、水生生物、その他計80種、冬季調査時に鳥類、水生生物計28種が確認されています。

■多摩川における市民主体の生物調査で確認された生物種数（平成26年度時点）

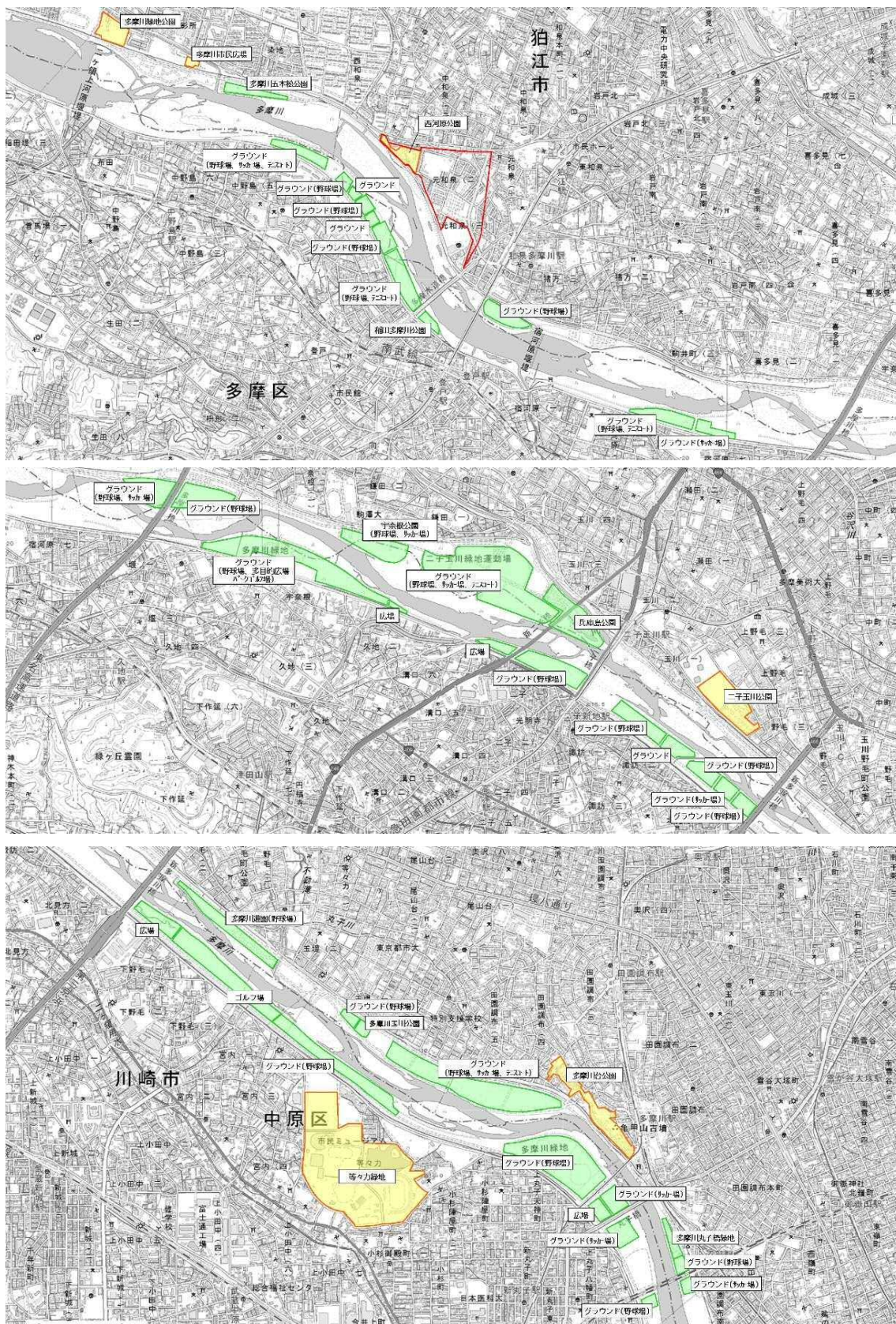
	昆虫類	鳥類	水生生物	その他	計
夏季調査	43種	15種	18種	4種	80種
冬季調査	—	16種	12種	—	28種

「狛江市生物多様性保全事業支援委託報告書」（平成27年3月）より

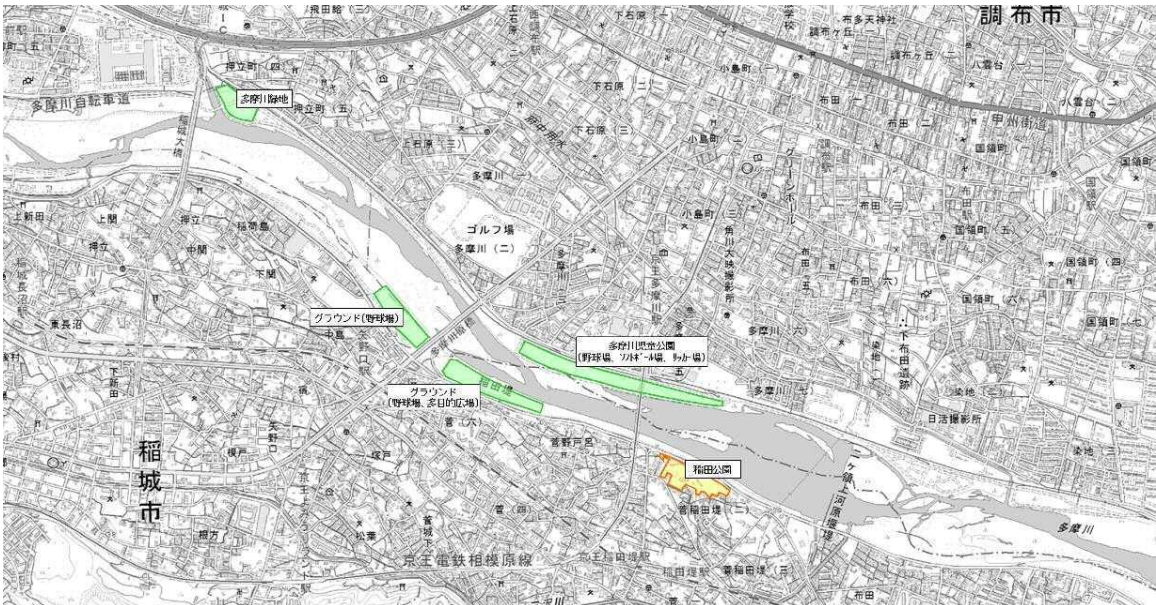
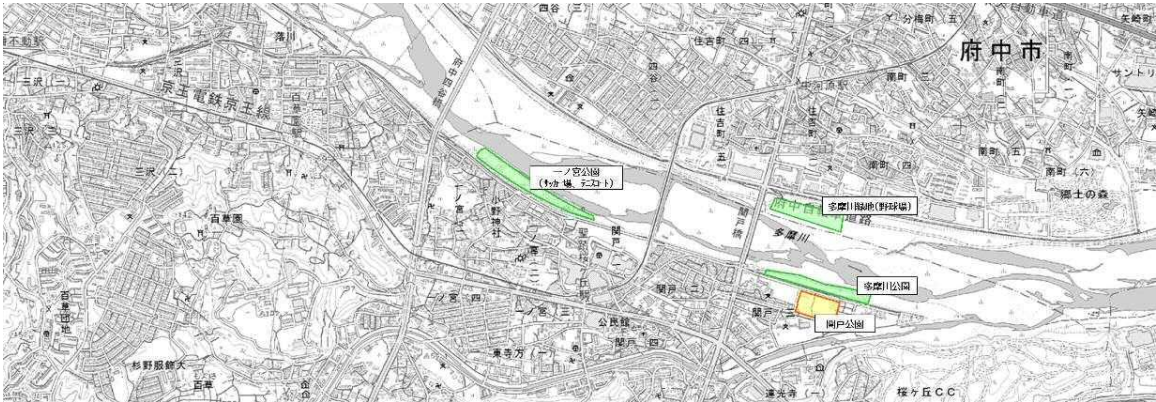
このような環境特性から、多摩川は流域の水と緑のネットワークの骨格としての役割を担っています。都市部に残された貴重な自然空間であるとともに身近で広大な空間をなすとともに、グラウンドなどが整備され、住民のレクリエーションの場としても大きな役割を果たしています。

多摩川沿いの公園緑地利用状況は次ページに示すとおりであり、狛江市より下流側では多摩川緑地、二子玉川緑地等が、上流側では多摩川緑地、郷土の森公園等が公園緑地として利用されていますが、狛江市周辺では小田急線下流側の一部がグラウンドとして利用されているのみです。

■ 狛江市より下流側の公園緑地利用状況



■狛江市より上流側の公園緑地利用状況



(4) 広域的な都市計画上の位置づけ

①歴史的な位置づけ

東京都では、昭和14年（1939年）に策定された東京緑地計画の中で、大都市の過大膨張抑制のために現在の23区に相当する東京市の外周に環状緑地帯を設置する構想が示されました。

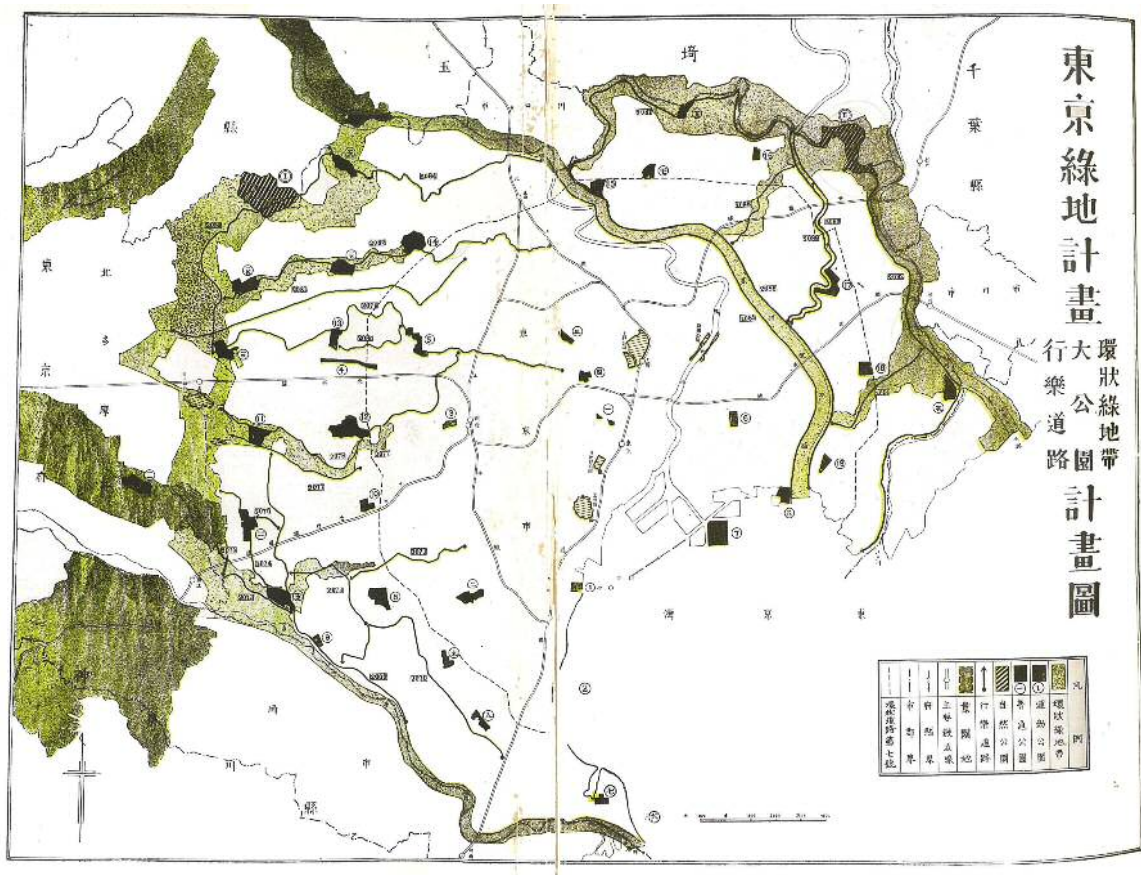
環状緑地帯を形成する緑地は、昭和15年（1940年）から昭和18年（1943年）にかけて都市計画決定され、一連の都市計画決定は通称「防空緑地計画」と呼ばれています。このとき計画決定された緑地の多くが現在、「都立公園」として整備されています。

■都市計画緑地一覧

施行区分	都市計画決定	緑地	面積(ha)	事業施行	備考
第1次大緑地	1940年3月	砧	81.00	東京府	都立砧公園、区営大蔵運動場他
		神代	71.00		都立神代植物園
		小金井	91.00		都立小金井公園
		舎人	101.00		都立舎人公園
		水元	169.00		都立水元公園、区営金町運動場他
		篠崎	124.00		都立篠崎公園他
第2次大緑地	1941年3月	生田	165.49	川崎市	(生田緑地)
	1941年5月	保土ヶ谷	89.26	神奈川県	(保土ヶ谷緑地)
		三ツ池	100.17		(三ツ池公園)
1941年9月	等々力	57.19	—	(等々力緑地)	
第3次大緑地	1942年1月	穴守	11.90	—	廃止
		池上	21.15	東京市	区立本門寺公園、区立池上梅園
		洗足	13.22	—	区立洗足公園
		駒沢	46.28	—	都立駒沢オリンピック公園
		和田堀	64.80	東京市	都立和田堀公園、区立済美公園他
		野方	15.20	—	区立江古田、哲学堂公園他
		上板橋	59.83	—	都立城北中央公園、区立茂呂山公園
		浮間	29.75	東京市	都立浮間公園
		西新井	10.90	—	—
		奥戸	32.72	—	(中川緑地と合併)
		宇喜田	19.83	—	区立宇喜東、中央公園
		高井戸	36.36	—	—
		善福寺	38.01	—	都立善福寺公園
	石神井	57.85	—	都立石神井公園、区立池淵史跡公園	
1942年3月	調布多摩川	26.45	—	多摩川児童遊園、多摩川緑地公園他	
	和泉多摩川	23.14	—	西河原公園、元和泉公園他	
第4次大緑地	1943年8月	祖師谷	52.89	—	都立祖師谷公園
		井ノ頭	46.94	—	都立井の頭公園
		妙正寺	35.70	—	区立妙正寺公園
		赤塚	32.72	—	都立赤塚公園、区立赤塚溜池公園
		東淵江	29.09	—	都立東綾瀬公園
		荒川口	15.20	—	—
		枝川	23.14	—	—

※平山剛「民間緑地の誘導・集中による環状緑地帯の実現—戦時期財団法人東京緑地協会の活動」『都市問題』103(2) p92-113、2012年2月 掲載資料をもとに、(財)東京都公園協会「東京の公園通誌 下」(末松四郎著)等を参考に加筆

東京緑地計画・環状緑地帯計画図



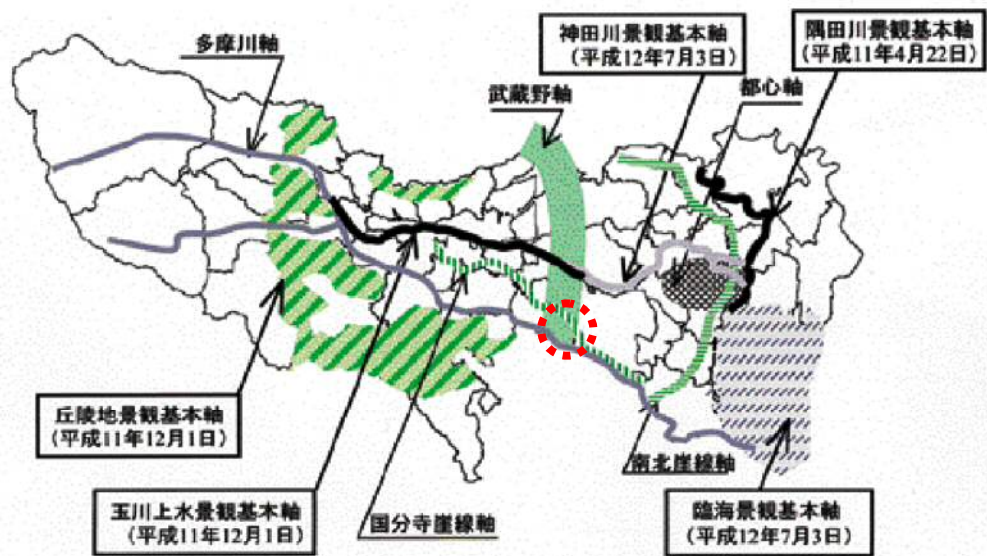
「公園緑地」第3巻第2、3号口絵より

○東京の景観づくり

「都心軸や武蔵野軸など、東京の景観の骨格となっている地域を景観基本軸として指定し、地域の個性を活かした景観を形成していくとともに、都民に親しまれている東京のランドマークに配慮し、良好な景観の形成を図る」としています。

和泉多摩川緑地は、多摩川軸、武蔵野軸の範囲に位置しており、良好な景観の形成に貢献できる存在です。

■景観基本軸位置図



- 注) 1. で囲われた景観基本軸については、東京都景観条例において既に指定されているものです。()内は指定告示日
2. それ以外の軸については今後指定を行う予定のものです。
3. 都市景観マスタープラン(平成6年3月策定)では、この他に山岳軸、下町水網軸、島しょ軸が想定されています。

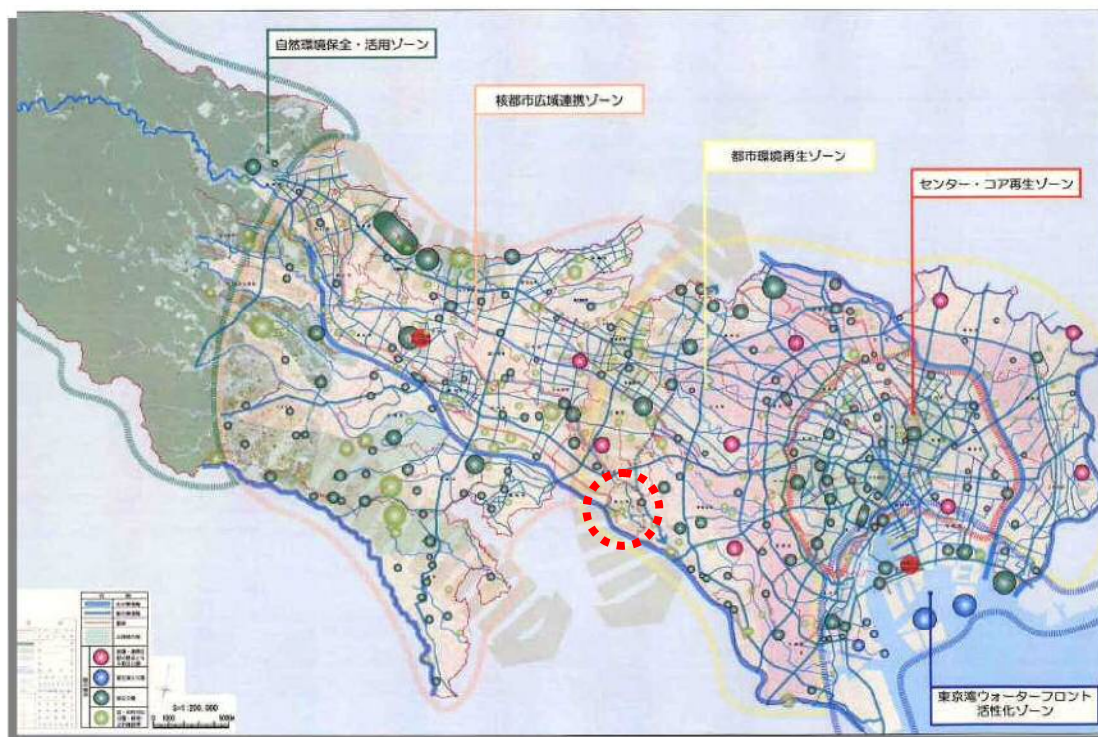
●みどりの新戦略ガイドライン（みどり豊かな風格都市・東京を目指して）（H18.1）

目的	「緑の東京計画」は、21世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために、「東京構想 2000」と連携しつつ、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示す。
内容	公共が創り出すみどりの拠点と軸をベースに、民間により創出される様々なみどりが、公共のみどりと一体になって「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を実現させていくため、都が新たに取組む4つの主要な施策の方向を提示する。
性格	東京のみどりの目標の実現に向け、公共のみならず、民間事業者や都民・NPO等のみどりづくりを誘導するための指針となる。

○みどりのネットワークと「環境軸」の形成

環境保全、防災、生物多様性といったみどりの機能をより効果的に発揮させるためには、みどりのネットワーク化を図ることが重要であり、みどりの「拠点」と「軸」をベースに、みどりのネットワークを充実させることが謳われています。

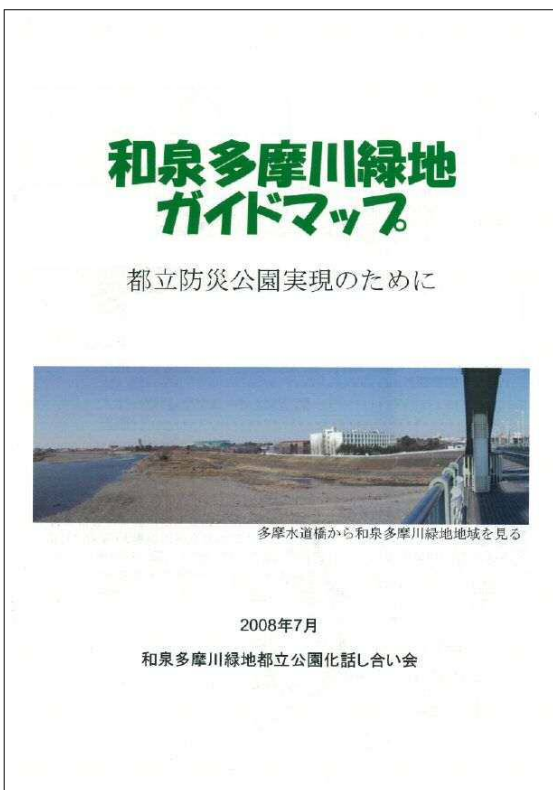
■東京のみどりの拠点と軸 概念図



3 市民による都立公園化に向けた活動

(1) 市民団体による活動

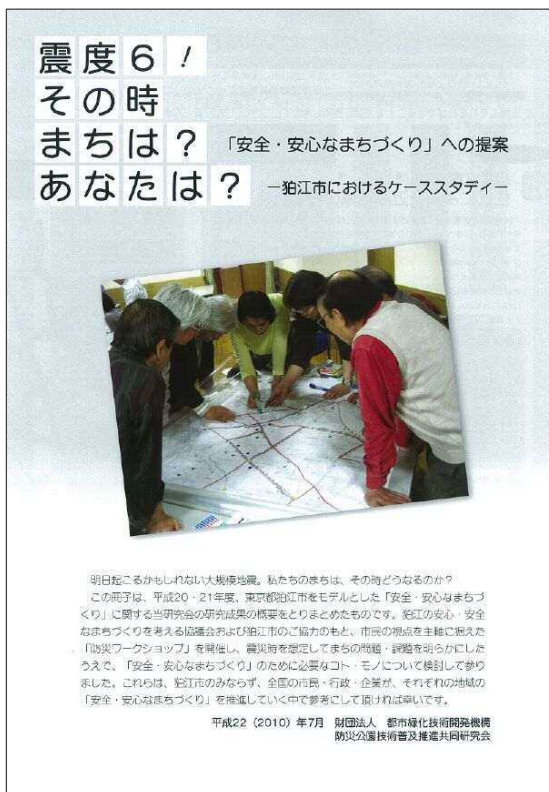
時期	名称	とりまとめ主体	内容	助成等
2008. 7	2008年版 「和泉多摩川緑地 ガイドマップ」	和泉多摩川緑地 都立公園化 話し合い会	和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会が、2001年に都市計画緑地「和泉多摩川緑地」の都立公園化を求めて発足以来、都市計画と公共事業の問題、防災問題、交通問題、公共から市民団体までの各種活動など、和泉多摩川緑地とその周辺における問題を検討したもの	平成19年度、20年度 狛江市「新しい風補助金」 補助事業
2010. 2	2010年版 「和泉多摩川橋詰 広場 ガイドマップ」	和泉多摩川緑地 都立公園化 話し合い会	上記、2008年版「和泉多摩川緑地ガイドマップ」作成後、関係機関の状況変化と、関係市民団体の動きを追加し、これらの活動の一つのまとめ、さらに、ご指導いただいた中林先生が提案された和泉多摩川橋詰広場という考え方にふれ、この地域で活動され橋詰広場の主役の一員となる市民団体の活動をご紹介します、まとめたもの	平成21年度 狛江市「新しい風補助金」 補助事業
2010. 4	「震度6 その時 まちは？あなたは？」リーフレット	(財)都市緑化技術開発機構 公園緑地防災技術共同研究会	狛江市をモデルにした、安心安全まちづくりのために必要な事項を検討したもの。 自治体間の連携や帰宅困難者問題が新たな課題として浮かび上がり、翌年度の研究の足がかりとなった。	
2010. 4	狛江「安全・安心まちづくり」への提案 地域の防災力 アップに向けた ヒント集	(財)都市緑化技術開発機構 公園緑地防災技術共同研究会	ヒント集は、上記の「震度6 そのときあなたは」の検討内容の詳細をまとめた報告書。 リーフレットは一般向けに、成果をわかりやすくまとめたもの。	
2011. 5	せたまちMAP 災害時無事に帰る ための備え	(財)都市緑化機構 防災公園技術普及 推進共同研究会	都道3号線（世田谷通り）沿道の世田谷区、神奈川県川崎市、町田市を含めて、帰宅困難者問題を軸に地域間連携も含めた検討を行ったプロジェクト活動成果をまとめたもの	



2008年版「和泉多摩川緑地ガイドマップ」



2010年版「和泉多摩川橋詰広場ガイドマップ」



「震度6！その時まちは？あなたは？」リーフレット

(2) シンポジウム

和泉多摩川緑地の将来ビジョンを考える

～都立公園誘致に向けた双方向型パネルディスカッション！～

日 時：平成27年7月5日（日）14：00～16：30

場 所：防災センター4階会議室

参加者：63名

内 容：狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想（素案）説明

パネルディスカッション「和泉多摩川緑地の将来ビジョンを考える」



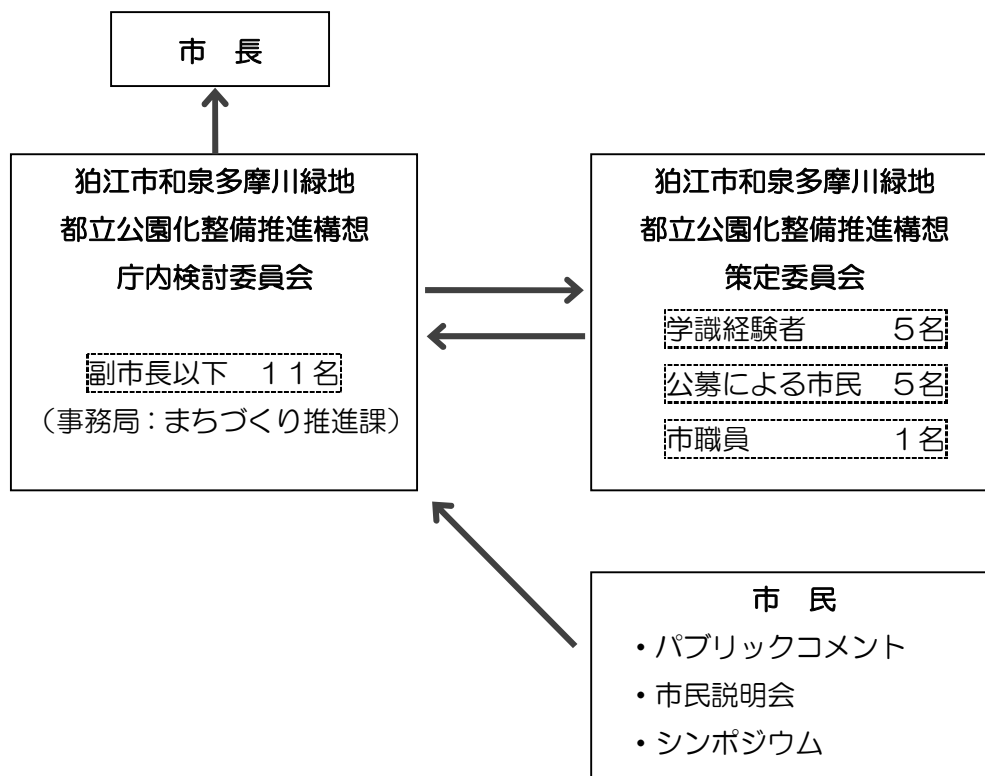
狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想（素案）説明



パネルディスカッション

4 構想案検討体制

(1) 検討体制



(2) 策定経過

●策定経過

年月日	事項	内容
平成 26 年 3 月 17 日	第 1 回庁内検討委員会	事業説明
平成 26 年 4 月 15 日	第 2 回庁内検討委員会	経緯の確認
平成 26 年 5 月 15 日	第 3 回庁内検討委員会	現状と課題の整理
平成 26 年 6 月 24 日	第 4 回庁内検討委員会	進捗状況の報告
平成 26 年 7 月 30 日	第 1 回策定委員会	事業説明・検討の進め方
平成 26 年 8 月 29 日	第 5 回庁内検討委員会	基本方針の検討
平成 26 年 9 月 30 日	第 6 回庁内検討委員会	和泉多摩川緑地の機能の検討
平成 26 年 11 月 7 日	第 2 回策定委員会	基本方針の検討
平成 26 年 11 月 13 日	第 7 回庁内検討委員会	進捗状況の報告
平成 26 年 12 月 24 日	第 8 回庁内検討委員会	素案たたき台の検討
平成 27 年 2 月 17 日	第 3 回策定委員会	素案たたき台の検討
平成 27 年 3 月 10 日	第 9 回庁内検討委員会	素案の検討
平成 27 年 5 月 29 日	第 4 回策定委員会	素案の検討
平成 27 年 6 月 9 日	第 10 回庁内検討委員会	素案の検討
平成 27 年 7 月	パブリックコメント 市民説明会・シンポジウム	
平成 27 年 8 月 26 日	第 11 回庁内検討委員会	構想案の検討
平成 27 年 10 月 5 日	第 5 回策定委員会	構想案の検討

●狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想素案についての意見募集

○パブリックコメント

- ・実施期間
平成 27 年 7 月 1 日（水）から 7 月 31 日（金）まで
- ・募集方法
指定場所への書面の提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信
電子メールによる送信
- ・意見募集の結果
提出者数：105 人 意見等件数：56 件

○市民説明会

- ・開催日
平成 27 年 7 月 4 日（土）、7 日（火）、8 日（水）、12 日（日）
- ・参加者数（合計）
165 人

(3) 狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会

●委員名簿

肩書	選任の区分	氏名
委員長	学識経験者	中林 一樹
副委員長	学識経験者	蓑茂 壽太郎
委員	学識経験者	中川 義英
委員	学識経験者	菓袋 奈美子
委員	学識経験者	入江 彰昭
委員	市民	稲田 幸一郎
委員	市民	河西 和
委員	市民	佐藤 英一
委員	市民	富永 茂和
委員	市民	前田 正人
委員	市職員	小俣 和俊

●狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会設置規則

平成 26 年 4 月 9 日

規則第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想の策定に様々な視点からの意見を反映させるため、和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和泉多摩川緑地の都立公園化の構想に関する事。
- (2) その他和泉多摩川緑地の都立公園化整備にあたり、市長が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 公募による市民 5 人以内
- (3) 都市建設部和泉多摩川緑地都立公園誘致推進担当理事

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を 1 人及び副委員長を 1 人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

(4) 狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想庁内検討委員会

●委員名簿

	所 属	氏 名
委員長	副市長	水野 穰
副委員長	参与兼都市建設部長	石森 準一
副委員長	企画財政部長	高橋 良典
委員	総務部長	石橋 啓一
委員	環境部長	真田 典孝
委員	教育部長	小泉 一夫
委員	危機管理担当理事兼安心安全課長	鈴木 実
委員	和泉多摩川緑地都立公園誘致推進担当理事兼まちづくり推進課長	小俣 和俊
委員	市制施行 45 周年担当理事兼政策室長	小川 啓二
委員	環境政策課長	中山 浩志
委員	社会教育課長	西田 久美子

●狛江市和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想庁内検討委員会設置要綱

平成 26 年 3 月 7 日
要綱第 18 号

(目的)

第1条 この要綱は、和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想の策定に必要な事項を庁内の関係部署との連携の下、調査検討し、調整を図るため、和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和泉多摩川緑地都立公園化整備推進構想の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 企画財政部長
- (3) 総務部長
- (4) 環境部長
- (5) 都市建設部長
- (6) 教育部長
- (7) 危機管理担当理事
- (8) 和泉多摩川緑地都立公園誘致推進担当理事
- (9) 政策室長
- (10) 安心安全課長
- (11) 環境政策課長
- (12) まちづくり推進課長
- (13) 社会教育課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を1人及び副委員長を2人置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、企画財政部長及び都市建設部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、和泉多摩川緑地都立公園化整備推進事業を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。